

多古町地域福祉計画

共に支え合う、みんなにやさしいまちづくり



令和3年3月

多古町

目 次

第1章 計画の基本事項	1
1. 計画の策定にあたって	1
2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の役割	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画期間	5
5. 計画の対象	5
6. 計画の策定体制	5
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	6
1. 人口動向等	6
2. 地域福祉に関するアンケート等からみられる状況	12
3. 地域福祉を取り巻く動向と地域生活課題の整理	20
第3章 計画の基本方向	23
1. 計画の基本理念	23
2. 基本とする考え方	23
3. 基本目標	24
4. 基本目標と施策体系	25
第4章 基本計画	26
基本目標1 地域包括支援体制の整備	26
1. 1 地域包括ケアの推進	28
1. 2 相談支援体制・ケアマネジメント機能の充実	28
1. 3 多様なサービスの提供と福祉サービスの質の向上	29
1. 4 情報提供の充実	29
基本目標2 横断的課題解決への取組の推進	31
2. 1 地域での声かけ・見守り活動の推進	33
2. 2 地域の居場所・集まる機会づくり	33
2. 3 権利擁護支援の推進	33
2. 4 地域で孤立し支援が必要な人への支援対策	35
2. 5 生活基盤の確保支援	36
2. 6 共生型サービスの検討	36
2. 7 地域の安心・安全対策の推進	37
2. 8 介護福祉人材の育成	38

基本目標3 地域福祉の意識づくりと人づくりの推進	40
3. 1 地域で支え合う意識の啓発	42
3. 2 介護予防と健康支援の一体的な推進	42
3. 3 互いに関わり参加する地域づくりの推進	43
3. 4 多様な主体の育成と協議体を中心にした協働の促進	43
3. 5 ボランティア活動の活性化	43
3. 6 各種福祉団体等の活動支援	43
第5章 成年後見制度のさらなる利用促進	45
1. 成年後見制度のさらなる利用促進にあたって	45
2. 現状から見えた課題	51
3. 成年後見制度の利用を促進するための取組方針	51
第6章 計画の推進に向けて	53
1. 地域福祉活動の推進	53
2. 地域福祉活動を担う主な主体の役割	53
3. 計画の推進に向けて	55
資料編	56
1. 多古町地域福祉計画策定委員会設置要綱	56
2. 多古町地域福祉計画策定委員名簿	57
3. 策定経過	58
4. 用語集	59

障害の「害」という漢字の否定的なイメージを考慮し、本計画では法律用語、固有名称を除いて「障がい」と表記しています。

文中の「*」のついている用語は、用語集に説明がありますので、ご参照ください。

第1章 計画の基本事項

1. 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と目的

わが国は人口減少社会となり、少子高齢化がさらに進む中、生活様式の多様化と家族形態の変化、地域のつながりの希薄化などが見受けられます。このような変化が、ひとり暮らしやひとり親世帯の増加、孤独死や虐待、自殺、引きこもり、仕事や住まいの生活基盤など、様々な社会問題に影響しているといわれており、住民の暮らしを取り巻く課題は複雑化・多様化しています。

支援が必要な人へは行政による措置や福祉等のサービスが行われてきましたが、福祉ニーズは高まっており、福祉施策は持続可能な制度になるように改革が進められています。

これからの福祉や生活支援の取組は、個人の尊厳を尊重する視点から、一人ひとりの生活全般に着目し、介護や支援が必要な状況となっても、できる限り地域でその人らしく暮らし続けられるための支援を基本に考えられています。しかし、これまでの分野別の福祉では対応できない「制度の狭間」といわれる複雑な課題もみられます。このため、地域全体で支える力を活かして、福祉課題の解決に取り組み、包括的な相談・支援体制をつくっていくことが必要です。

このため、地域福祉計画は、地域を取り巻く現状と課題を十分に踏まえつつ、これまでの各種保健福祉施策の充実を図るとともに、地域ぐるみでまるごと支える仕組みづくりを進めるための指針として策定します。あわせて、多古町社会福祉協議会が策定する「多古町地域福祉活動計画」を一体的に策定し、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の協働*により地域福祉の取組を進めていきます。

(2) 地域福祉とは

「地域福祉」は、「それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方」です。

また、福祉サービスの対象として高齢者・障がい者・児童というように、法律や制度で分けられる福祉に限らず、人権尊重を基本に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域に関わるすべての人が他人事ではなく自分事として進めていく地域づくりのことです。

そして、地域の中で人と人とのつながり、助けたり助けられたりする関係や、仕組みをつくっていくことであり、社会福祉法において、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定められています。

2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の役割

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための活動・行動を具体的に示す地域福祉活動計画を一体的に策定・推進します。

(1) 地域福祉計画の役割

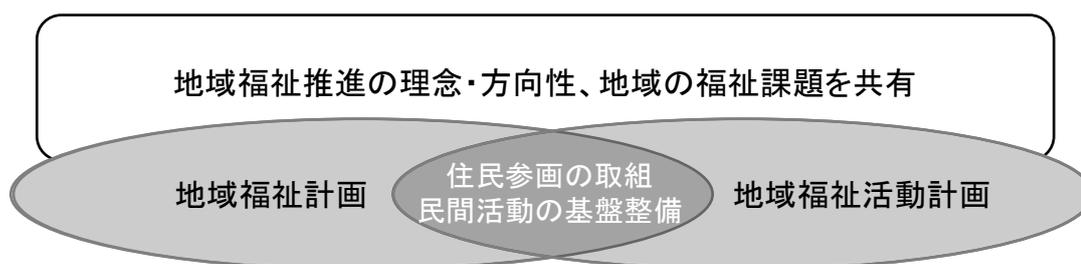
地域福祉計画は、地域に存在する様々な課題の解決に向けた取組の方向性や考え方を示し、今後、施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるもので、地域福祉推進の基本方向を示すものです。また、高齢者福祉や障がい者福祉、子ども・子育て支援など分野別の取組を、地域福祉計画と整合性を図りながら展開します。

(2) 地域福祉活動計画の目的

地域福祉活動計画は、誰もが自分らしくよりよく生きることができるよう、地域住民、ボランティア、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政等が協力して、地域全体で日常生活上の不安の解消や地域の福祉課題の解決を図るために、社会福祉協議会が策定する計画です。

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として社会福祉法に明確に位置づけられ、福祉のまちづくりを目指した様々な活動を行っています。地域福祉活動計画は、これまでの成果を次の活動に活かす取組を、地域に暮らす人が地域を担う一員として、自分の地域について考え、みんなで住みよい地域づくりを行っていくための行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の役割

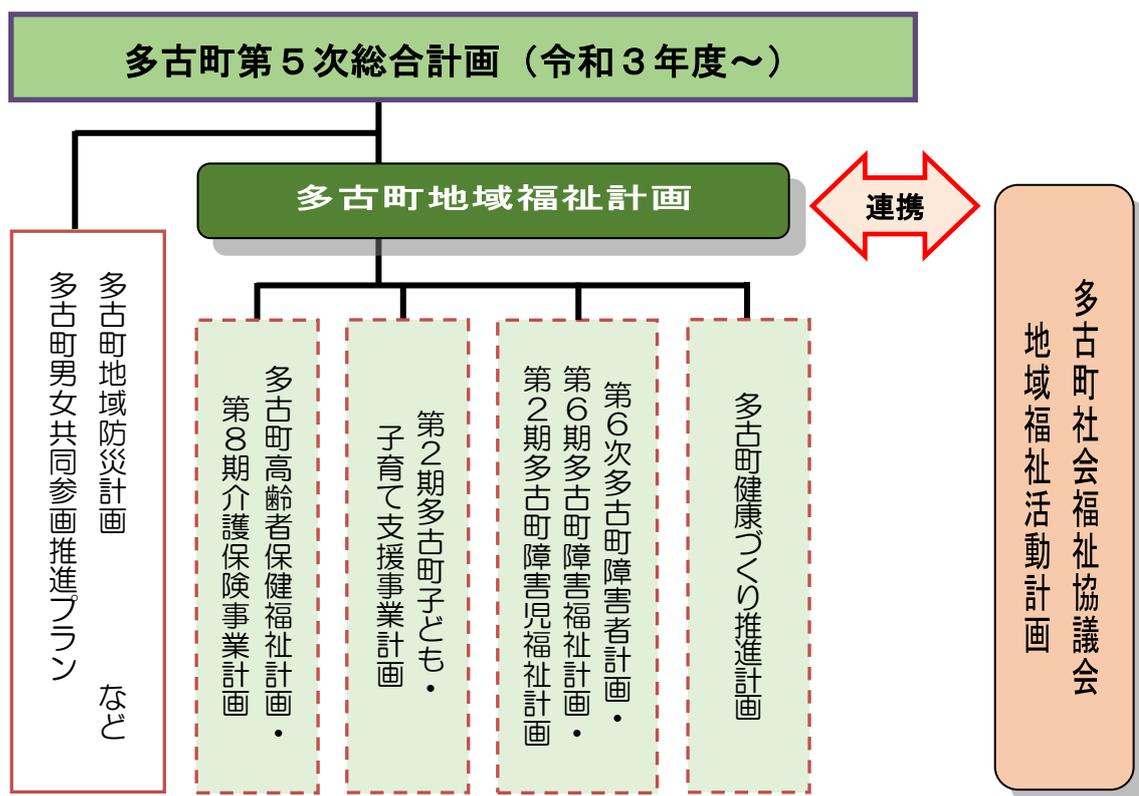


3. 計画の位置づけ

社会福祉法（第107条）では、地域福祉計画は地域に存在する様々な課題の解決に向けた取組の方向性や考え方を示し、今後、施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるもので、地域福祉推進の基本方向を示す役割を担うものと示されています。また、高齢者福祉や障がい者福祉、子ども・子育て支援など分野別の取組は、地域福祉計画を上位計画として整合性を図りながら展開していくこととなります。

多古町地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定します。多古町地域福祉計画と多古町社会福祉協議会地域福祉活動計画は、相互に補完しあう関係を保持して、2つの計画が両輪となって地域福祉の推進を牽引していきます。

計画の位置づけ



社会福祉法は平成29年6月2日に改正・公布され、改正法が平成30年4月1日に施行されました。この改正で本計画に関する事項が次のようになりました。

(参考) 社会福祉法の一部改正 (平成 30 年 4 月 1 日施行)

第4条 (地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第106条の3 (包括的な支援体制の整備)

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業*を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

第107条 (市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

また、地域福祉は人権や生活支援をはじめ、数多くの法律に関連しており、以下は主な関連法令です。

児童虐待防止法 (平成 12 年 11 月 20 日施行)

高齢者虐待防止法 (平成 18 年 4 月 1 日施行)

障害者虐待防止法* (平成 24 年 10 月 1 日施行)

生活困窮者自立支援法 (平成 27 年 4 月 1 日施行)

障害者差別解消法* (平成 28 年 4 月 1 日施行)

改正自殺対策基本法 (平成 28 年 4 月 1 日施行)

子どもの貧困対策の推進に関する法律 (平成 26 年 1 月 17 日施行)

成年後見制度*の利用の促進に関する法律 (平成 28 年 5 月 13 日施行)

4. 計画期間

令和3年度から令和7年度の5年計画とします。

計画期間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総合計画	策定	第3次				
地域福祉計画 地域福祉活動計画	策定					

5. 計画の対象

地域福祉計画は、住民・町（行政）をはじめ関係団体・関係機関・事業者との指針であることから、特定の対象者ということではなく、すべての住民が支援の担い手であり、支援を必要とするすべての住民が対象になるという考え方をします。

6. 計画の策定体制

計画策定は、地域福祉計画策定委員会を組織し、協議いただき策定しました。また、策定にあたっては、地域福祉に関するアンケート、地域福祉に関する住民懇談会、関係課及び関係機関にヒアリングを行い、地域の状況及び課題などを把握し、住民の意見をいただき、計画の基礎としました。

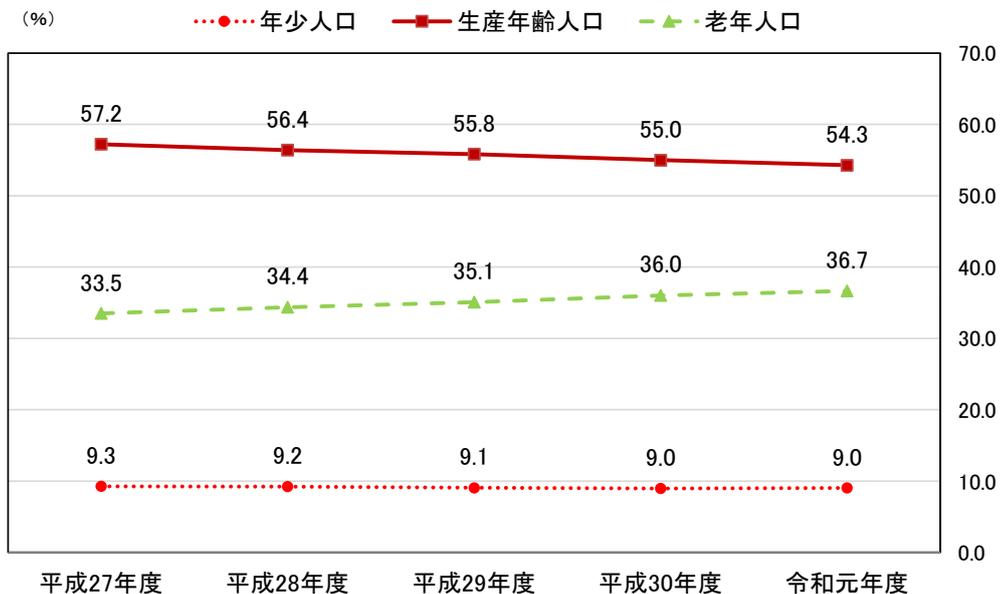
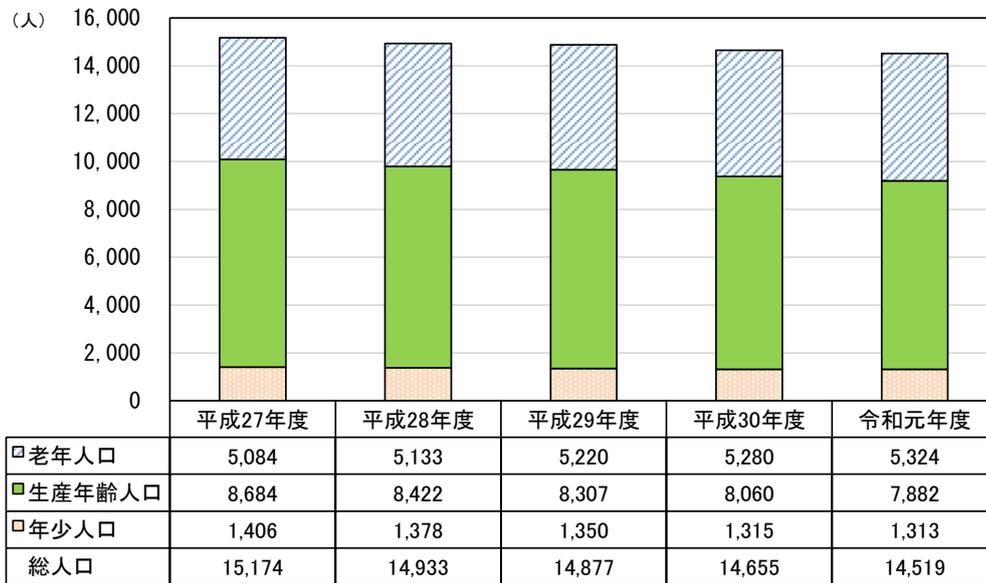
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 人口動向等

(1) 人口減少と高齢化の進行

町の総人口は平成27年度末の15,174人から令和元年度末は14,519人と減少傾向で推移しています。年齢区分別では、15～64歳の生産年齢人口の構成比は、平成27年度末の57.2%から令和元年度末は54.3%に微減、一方で65歳以上の老年人口は、平成27年度末の5,084人から令和元年度末の5,324人、構成比は33.5%から36.7%に微増しています。

人口と人口構成の推移（各年度末現在）



(住民基本台帳)

※総人口に対する割合(年齢不詳は除く)

令和元年度末の総人口は14,519人で、地区別では多古地区が4,473人、多古第二地区が1,764人、東條地区が829人、久賀地区が3,415人、常磐地区が1,729人、中地区が2,309人となっています。地区別の高齢者人口（5,324人）の分布は、多古地区が1,532人、多古第二地区が631人、東條地区が334人、久賀地区が1,261人、常磐地区が747人、中地区が819人となっており、町全体の高齢化率は36.7%で、常磐地区は43.2%と高くなっています。

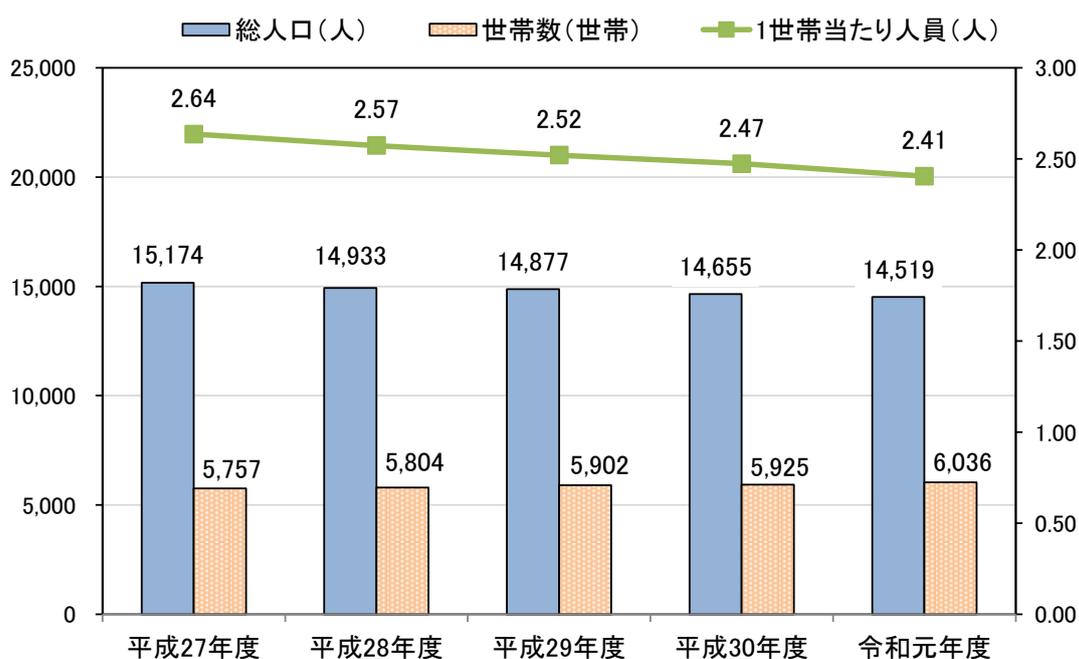
世帯数は、平成27年度末の5,757世帯から令和元年度末には6,036世帯に増加しているものの、1世帯当たり人員は緩やかに減少しており、令和元年度末には2.41人となっています。

地区別人口・地区別高齢化率（令和元年度末）

	人口(人)	高齢者数(人)	高齢化率(%)
多古地区	4,473	1,532	34.2
多古第二地区	1,764	631	35.8
東條地区	829	334	40.3
久賀地区	3,415	1,261	36.9
常磐地区	1,729	747	43.2
中地区	2,309	819	35.5
合計	14,519	5,324	36.7

(住民基本台帳)

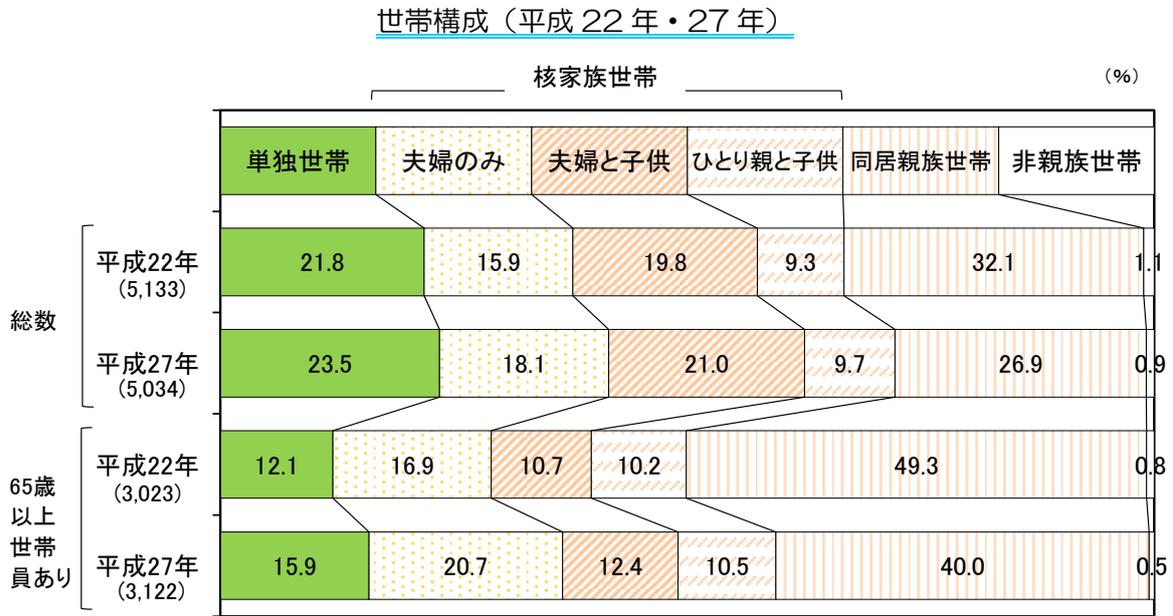
人口・1世帯当たり人員（各年度末現在）



(住民基本台帳)

(2) 核家族化とひとり暮らし世帯の増加

世帯構成は同居親族世帯が最も多いものの、次いで単独世帯が多く、平成22年の21.8%から平成27年は23.5%に増加しています。65歳以上の高齢者のいる世帯では、単独世帯が平成27年では15.9%を占めています。

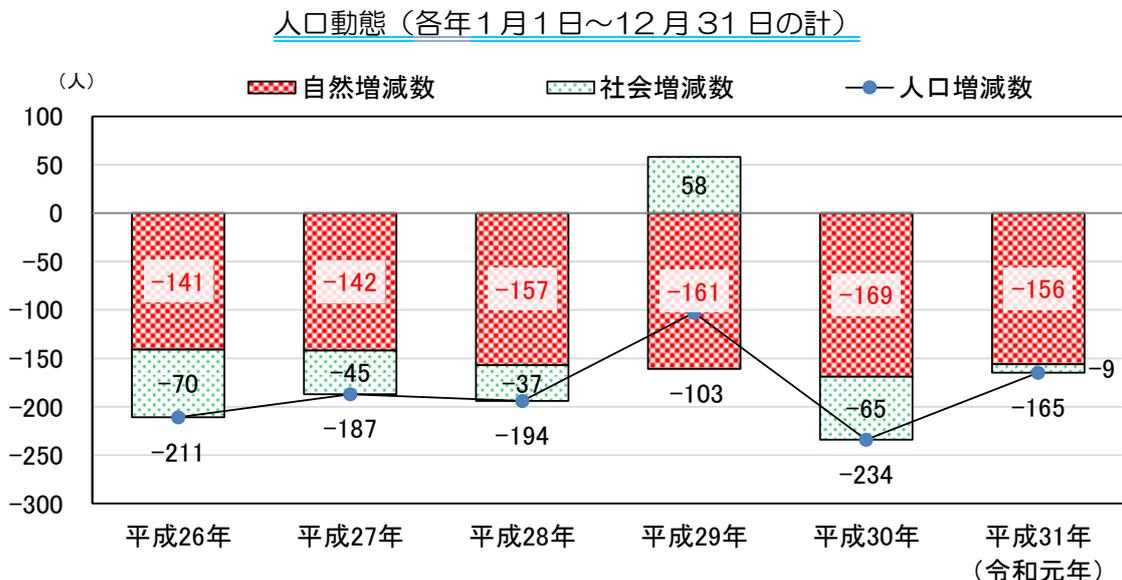


※(母数:世帯数)に家族類型「不詳」を含む。割合は「不詳」を除いて算出。

(国勢調査)

(3) 人口動態

人口動態は死亡による自然減により減少が続いており、自然増減数は-150人前後で推移しています。一方、社会増減数は平成29年が58人増でしたが、令和元年は9人減となっています。



(住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数・総務省)

(4) 就業者数

就業者数を平成22年と平成27年でみると、就業者数全体が8,324人から7,924人に減少しています。第1次産業は1,704人から1,535人に、第2次産業は1,628人から1,545人に、第3次産業は4,962人から4,779人に減少しています。

就業者数（平成22年・27年）

（上段：人、下段：％）

		第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能の産業	合計
平成22年	総数	1,704	1,628	4,962	30	8,324
		20.5	19.5	59.6	0.4	100.0
	男	945	1,216	2,591	23	4,775
		19.8	25.5	54.2	0.5	100.0
	女	759	412	2,371	7	3,549
		21.4	11.6	66.8	0.2	100.0
平成27年	総数	1,535	1,545	4,779	65	7,924
		19.4	19.5	60.3	0.8	100.0
	男	864	1,142	2,460	37	4,503
		19.2	25.4	54.6	0.8	100.0
	女	671	403	2,319	28	3,421
		19.6	11.8	67.8	0.8	100.0

（国勢調査）

(5) 福祉に関する基礎資料

① 要支援・要介護認定者数と認定率の推移

要支援・要介護認定者数は、平成28年の738人から令和2年には804人と微増傾向で、認定率（第1号被保険者に占める要介護認定者の割合）も平成28年の14.4%から令和2年には15.1%と微増傾向にあります。

要支援・要介護認定者数と認定率（各年9月末日現在）

（人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成28年	100	70	153	124	101	119	71	738
								14.4%
平成29年	92	69	156	117	119	107	54	714
								13.8%
平成30年	98	64	185	122	101	133	51	754
								14.4%
令和元年	104	62	179	135	135	129	64	808
								15.2%
令和2年	105	61	169	138	131	132	68	804
								15.1%

（介護保険事業報告）下段は第1号被保険者数に占める割合

②介護保険サービス利用者の推移

要支援・要介護認定者で介護保険サービスを利用する受給者数は、平成28年度の658人から平成29年度は減少し600人を下回りましたが、平成30年度以降増加し令和元年度は694人となっています。毎年度、居宅介護サービス利用者数は多くを占めており、平成29年度に329人に減少したものの、平成30年度以降は増加し、令和元年度は382人となっています。また、地域密着型サービス利用者数と施設介護サービス利用者数もそれぞれ微増傾向になっています。

サービス受給状況（各年度末）

(人)

	居宅介護サービス	地域密着型サービス	施設介護サービス	合計
平成28年度	372	78	208	658
平成29年度	329	78	187	594
平成30年度	341	94	209	644
令和元年度	382	101	211	694

(介護保険事業報告年報)

③障害者手帳所持者数の推移

平成28年から令和2年までの5年間で、各種障害者手帳所持者数の合計は603人から651人に増加しています。令和2年は身体障害者手帳が472人（72.5%）、療育手帳が109人（16.7%）、精神障害者保健福祉手帳が70人（10.8%）です。

障害者手帳所持状況（各年4月1日現在）

(人)

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	合計
平成28年	443	101	59	603
平成29年	447	103	63	613
平成30年	448	105	64	617
平成31年	450	109	69	628
令和2年	472	109	70	651

(保健福祉課)

④児童扶養手当受給世帯数

令和元年度末現在で児童扶養手当受給世帯は73世帯で、子どもがいる世帯が減少するなか、同程度で推移しています。

⑤生活保護制度・生活困窮者自立支援制度*の状況

近年の被保護世帯は100世帯を超えて微増しており、生活保護世帯は令和元年度末現在112世帯で、人員数は131人となっています。保護率（人口千人当たり）は令和元年度千葉県平均13.7%（令和元年度千葉県統計年鑑）と比較すると、低い水準で推移しています。

また、生活困窮者自立支援制度では、自立相談支援などを実施しており、令和元年度の新規相談は4件となっています。

生活保護の状況（各年度末）

	被保護世帯(世帯)	被保護人員(人)	保護率 (人口千人当たり)
平成27年度	87	104	7.063
平成28年度	94	115	7.546
平成29年度	96	118	7.843
平成30年度	102	123	8.231
令和元年度	112	131	8.906

(保健福祉課)

生活困窮者自立支援制度における支援状況（各年度末）

(件)

	新規相談	プラン作成件数	法に基づく事業等利用 件数
平成29年度	10	1	0
平成30年度	11	3	1
令和元年度	4	1	1

(保健福祉課)

2. 地域福祉に関するアンケート等からみられる状況

(1) 地域福祉に関するアンケート

①調査概要

調査対象：多古町に在住する18歳以上の住民2,000人を無作為抽出

調査方法：郵送により配布・回収

調査時期：令和元年12月25日～令和2年1月10日

配布数：2,000件

回答数：686件

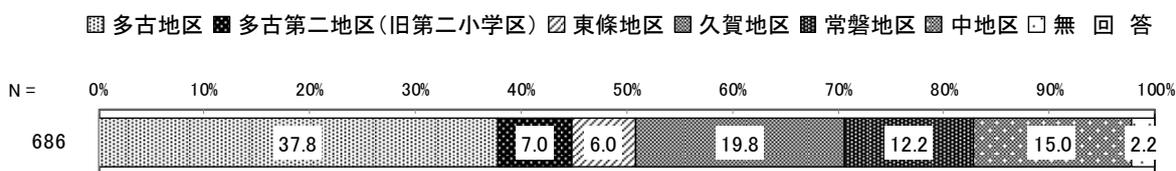
回収率：34.3%

②居住地区・世帯構成

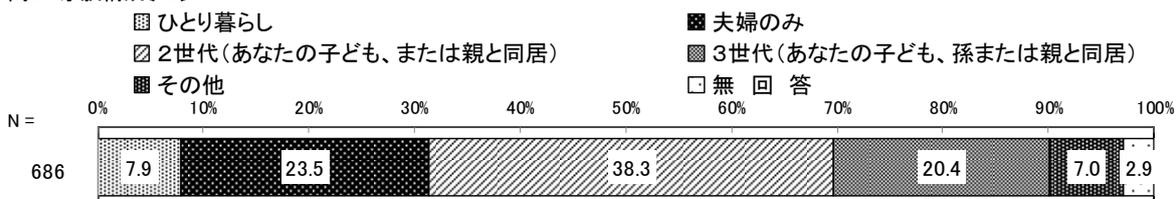
居住地区は、「多古地区」が37.8%と多く、「久賀地区」が19.8%、「中地区」が15.0%、「常磐地区」が12.2%と続いています。

家族構成は、「2世代（あなたの子ども、または親と同居）」が38.3%と多く、「夫婦のみ」が23.5%、「3世代（あなたの子ども、孫または親と同居）」が20.4%、「ひとり暮らし」が7.9%、「その他」が7.0%となっています。

問6 居住地区[%]



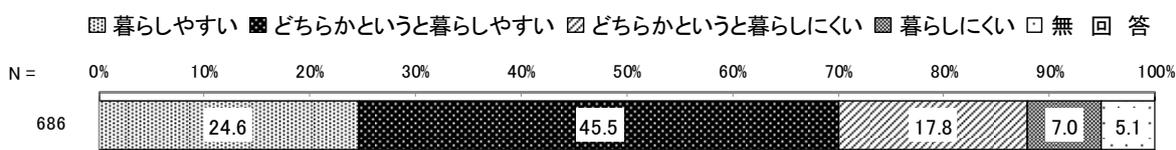
問3 家族構成[%]



③地区の暮らしやすさ

暮らしやすい（「暮らしやすい」と「どちらかという暮らしやすい」の合計）と感じている回答者は70.1%と多く、暮らしにくい（「暮らしにくい」と「どちらかという暮らしにくい」の合計）と感じている回答者は24.8%となっています。

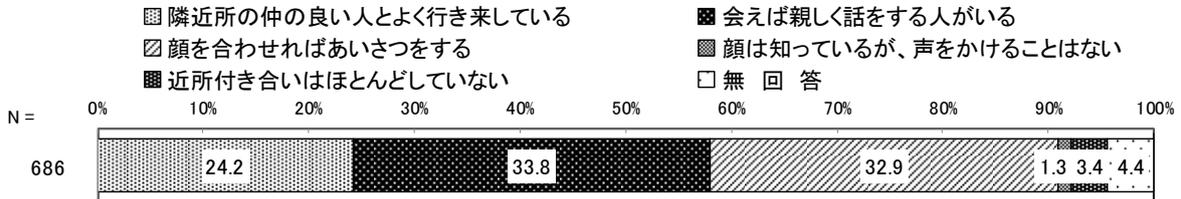
問8 居住地区の暮らしやすさ[%]



④近所づきあい

「会えば親しく話をする人がいる」と「顔を合わせればあいさつをする」が30%台と多く、「隣近所の仲の良い人とよく行き来している」が24.2%と続いています。

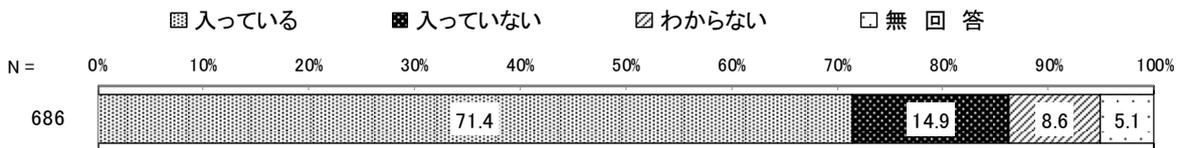
問11 近所でのつきあいの程度[%]



⑤自治会（区）の活動への参加

「入っている」が71.4%と多く、「入っていない」が14.9%となっています。

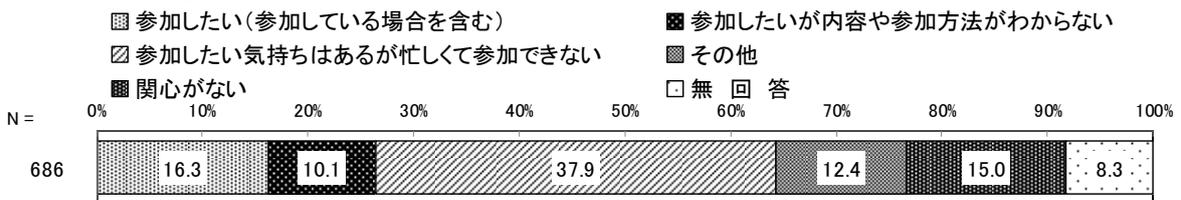
問14 区への加入[%]



⑥ボランティアへの参加意向

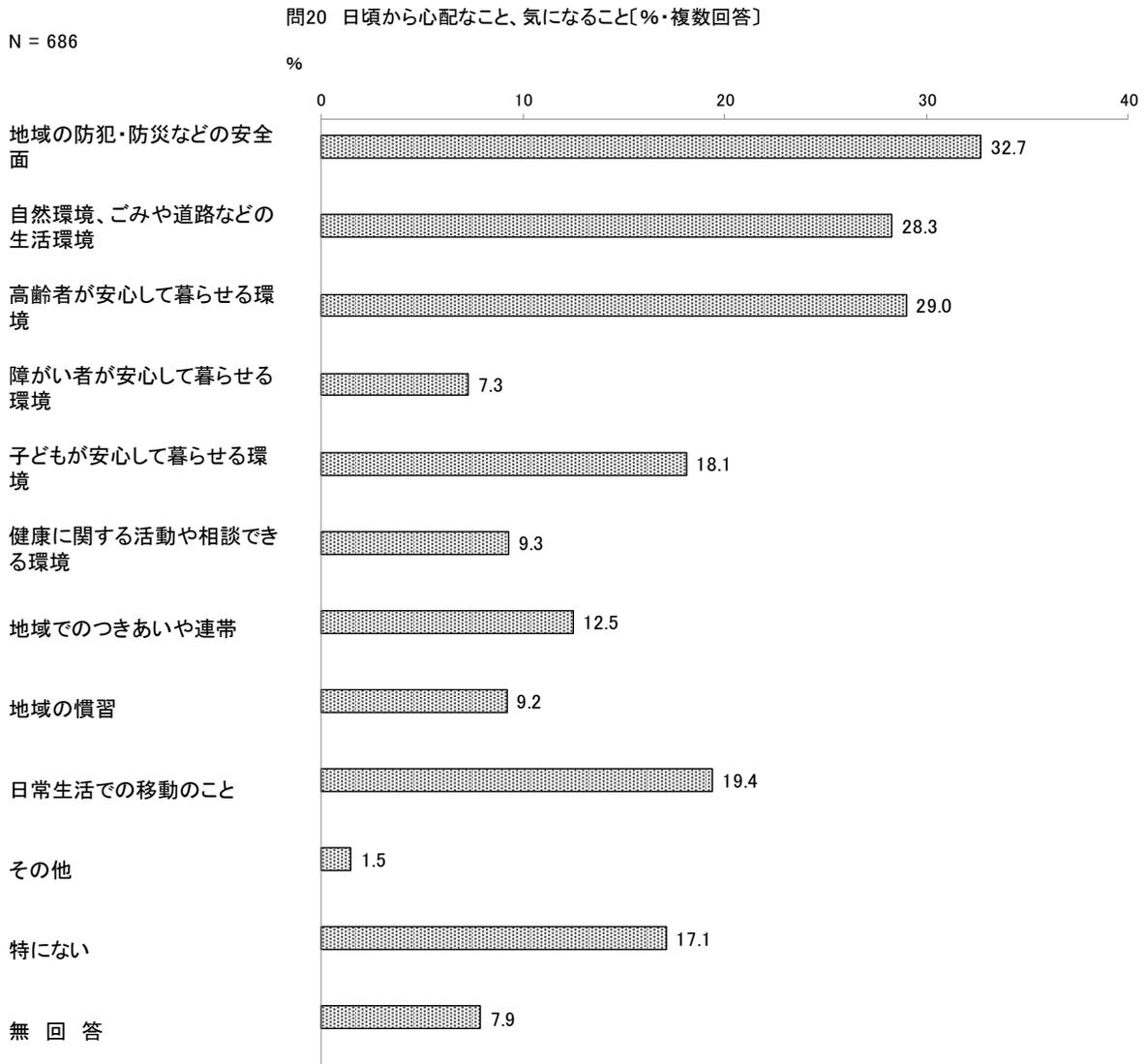
「参加したい気持ちはあるが忙しくて参加できない」が37.9%と多く、「参加したい（参加している場合を含む）」が16.3%、「関心がない」が15.0%、「その他」が12.4%と続いています。

問17 ボランティア活動への参加について[%]



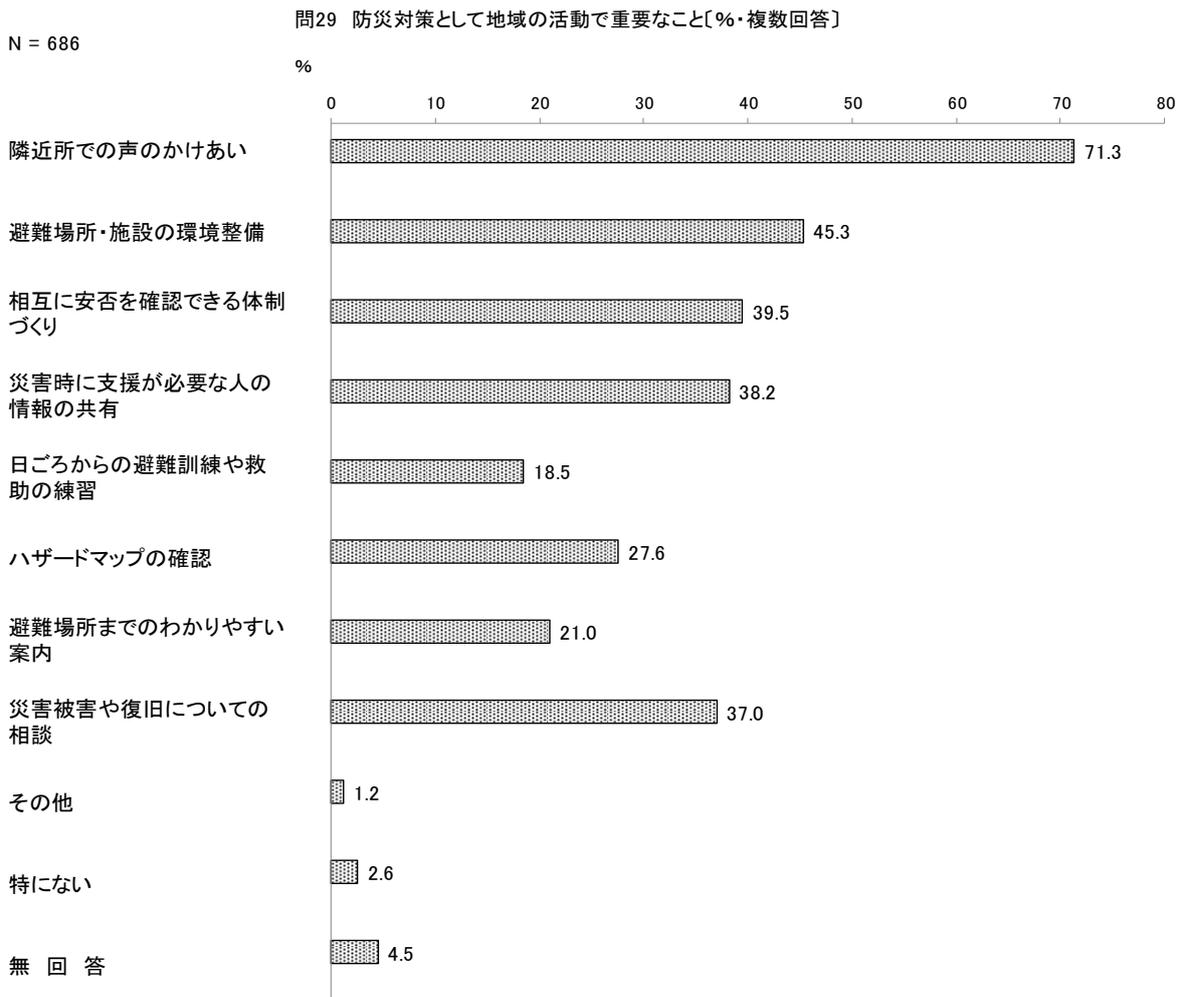
⑦地域で心配なこと、気になること

「地域の防犯・防災などの安全面」が32.7%と多く、「高齢者が安心して暮らせる環境」が29.0%、「自然環境、ごみや道路などの生活環境」が28.3%と続いています。



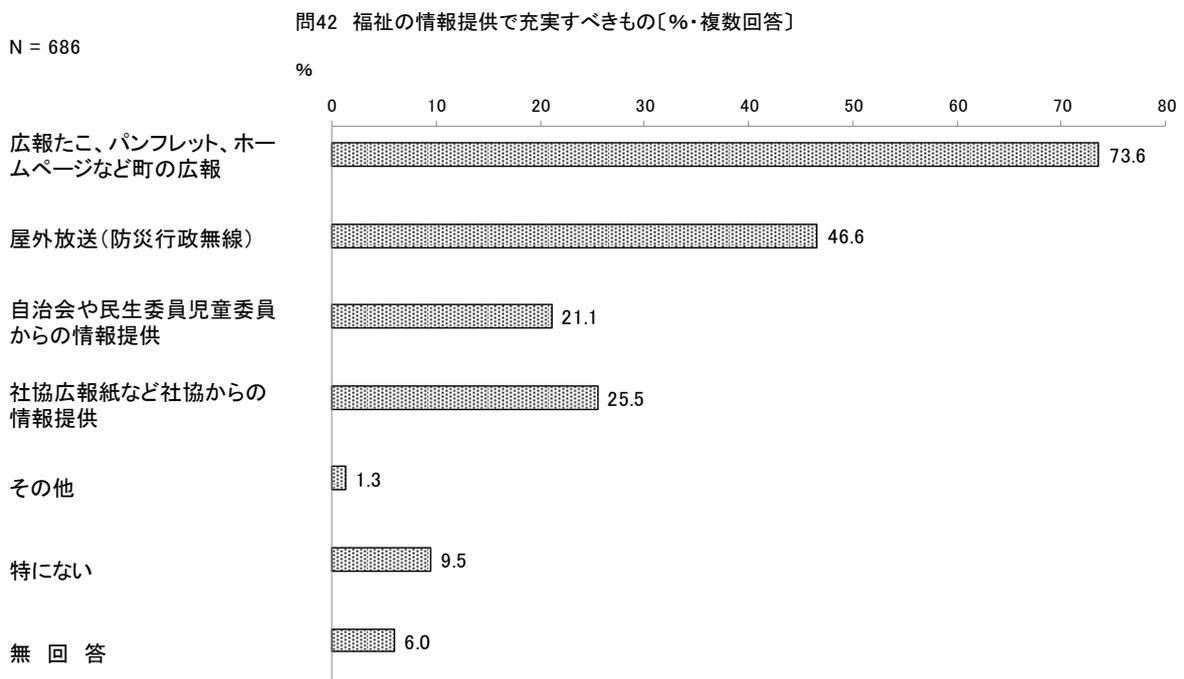
⑧防災対策として地域の活動で重要なこと

「隣近所での声のかけあい」が71.3%と多く、「避難場所・施設の環境整備」が45.3%、「相互に安否を確認できる体制づくり」が39.5%、「災害時に支援が必要な人の情報の共有」が38.2%、「災害被害や復旧についての相談」が37.0%と続いています。



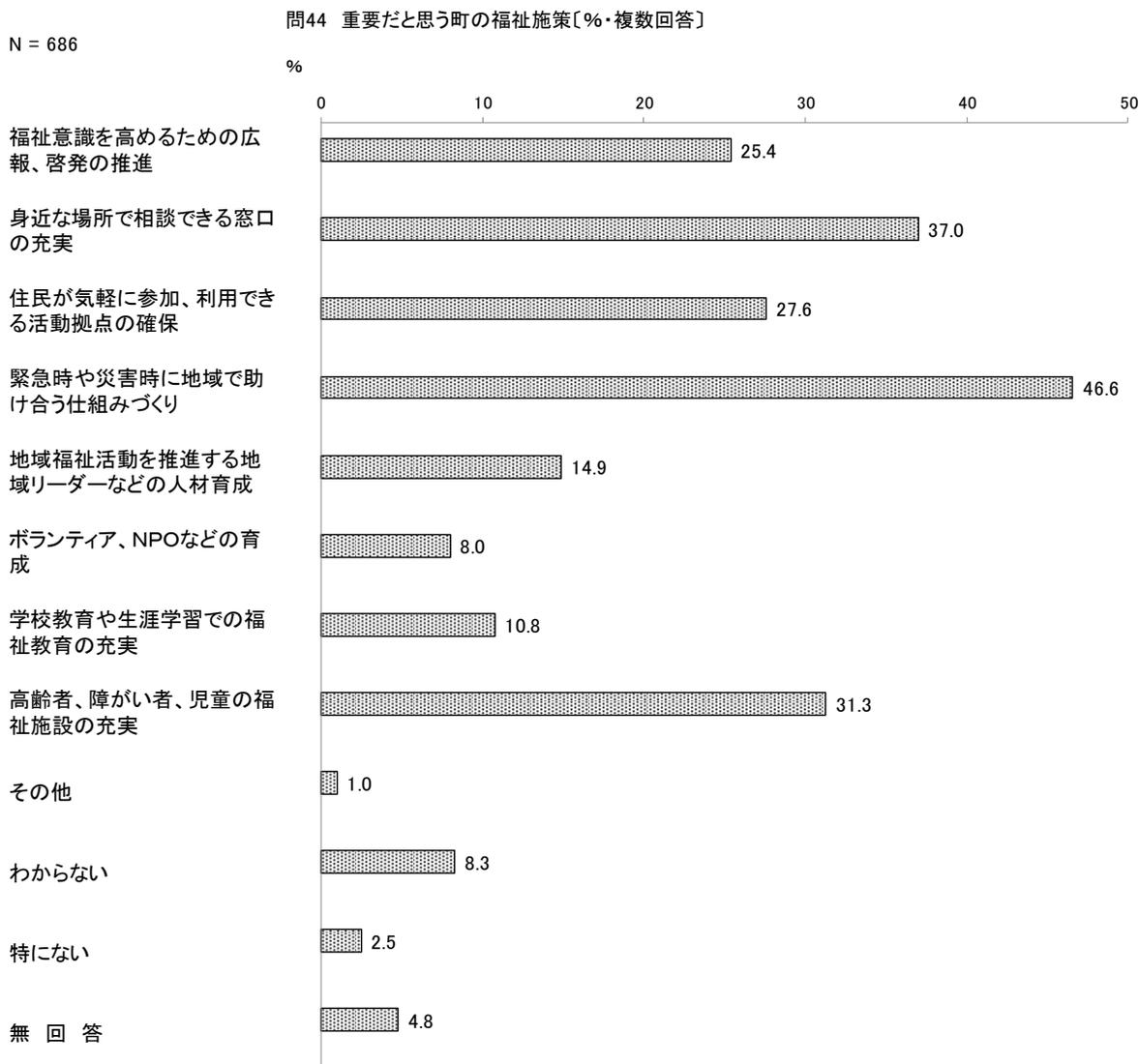
◎福祉の情報提供で充実すべきだと思うもの

「広報たこ、パンフレット、ホームページなど町の広報」が73.6%と多く、「屋外放送(防災行政無線)」が46.6%、「社協広報紙など社協からの情報提供」が25.5%、「自治会や民生委員児童委員からの情報提供」が21.1%と続いています。



⑩町の福祉施策として重要と思う取組

「緊急時や災害時に地域で助け合う仕組みづくり」が46.6%と多く、「身近な場所で相談できる窓口の充実」が37.0%、「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の充実」が31.3%と続いています。



(2) 地域福祉に関する住民懇談会

地域福祉に関する懇談会を開催し、参加者がグループごとに話し合いを行ったなかで、多く出された課題とその解決方法を整理します。

開催状況

開催日時	場 所	参加者
令和2年9月15日(火) 15時～	多古町コミュニティプラザ3階多目的ホール	54人

多古地区

課題・困りごと	解決策・できること
<ul style="list-style-type: none"> ・外国人や子どもの自転車運転ルール ・地域組織づくり ・家庭のごみ(紙類・ビニール類など)を庭で燃やして、煙とにおいが近所に迷惑をかけている ・道路へのごみ捨て ・ごみ捨てルール 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車に乗っている子どもを見たら声かけをする ・消えた区画線の白線を再塗装してもらう ・おじさん、おばさんの見回り、声かけ。ユニフォームやたすき、腕章などがあるとよい ・行事を実施するなど、なるべく集まることを計画して増やす(地区内でのイベント開催(共助)・夏祭り・新年会など) ・大人も子どももあいさつする

多古第二地区

課題・困りごと	解決策・できること
<ul style="list-style-type: none"> ・竹・木の枝・背の高い草などが道路にまで出ている。交通安全のための対策が必要 ・循環バスの便が少ない ・区内奉仕作業の高齢化、人員不足 ・空き家対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・町バスのルート変更、町中まで短時間で行く方法を検討する ・中学校もスクールバスを運行する ・町の循環バスの増便やルート変更をしてほしい ・空港へ直結する交通整備をする ・区内の往来ができるよう歩道整備をする

東條地区

課題・困りごと	解決策・できること
<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所のつながりが少ない、少ない ・交通手段が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団のコミュニティから広げていく ・地域の皆が参加できるイベントを作る

久賀地区

課題・困りごと	解決策・できること
<ul style="list-style-type: none"> ・通院、買い物などの交通機関、手段 ・買い物、通院、通学、外出などの際、交通、移動手段が必要な時にあるといい ・災害、復旧の時、個人の家、敷地などの応急修理、復旧に支援がほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区で老人のサークルなどを設ける ・デマンドタクシー*をより利用しやすくする ・移動販売やスーパーによる宅配サービス ・買い物バス ・ヘルパーの活用 ・地区ごとに災害対策本部を設置する ・消防団の定年延長 ・定期的な監視パトロール（野焼き） ・中学校もスクールバスを運行する ・働く場所の確保

常磐地区

課題・困りごと	解決策・できること
<ul style="list-style-type: none"> ・地区の中で話し合いの場がなくなっている ・買い物が不便 ・空き家が増えてきた。防犯上見知らぬ人が歩いていたりするなど危ないと感じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン*、体操などで人を集める ・老人クラブに入る ・老人会の花植え活動を継続する ・デマンドタクシー（高齢者）、福祉カー（介護・障がい者）を使う ・近所の目で見守りをする

中地区

課題・困りごと	解決策・できること
<ul style="list-style-type: none"> ・荒れている空き家が増えている ・緊急時の対応が地域で決まっていない ・高齢になると車に乗れない ・ひとり暮らしの人が多くなっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家を地区で管理する ・地域の中での助け合い ・年齢に関係なく動ける人は助け合う組織をつくる ・緊急連絡先は隣近所を指名しておくことを行政が指導する ・趣味の会など、積極的に参加し知人を増やす ・声かけをする ・井戸端会議 ・防災対策のチームづくり、連絡網をつくる、自助ルールをつくる、目配りできる体制をつくる ・若い人の住みやすい場所が必要

(3) 事業所調査結果にみる地域福祉等の状況

本計画の策定にあたり、サービスを提供する事業所の立場から、課題や意見等を把握するための基礎資料とすることを目的に、ヒアリングシートによる現況把握調査を実施しました。

調査概要

調査対象	回答数
町内の介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所	16件

主な意見は次のとおりです。

①運営及び経営上の課題

職員の資質向上、人材の確保・育成に関する事、利用者の確保といった課題があがっています。

②地域との関わりの現状、また事業・活動での課題

人材の確保に関する事、他の事業者との連携や情報に関する事、地域との関わりに関する事といった意見があがっています。

③介護保険以外のサービスでニーズの高いもの

ごみ出し、声かけ・見守り、移送（介護タクシー等）、買いもの、配食といったサービスがあがっています。

④地域において「ささえあい」が必要な世帯やその状況について、感じていること

孤立、また孤立させないための取組に関する事、移動に関する事、高齢者世帯、独居世帯に関する事、緊急通報装置の設置基準の見直し、町内に老健施設等が不十分などといった意見があがっています。

3. 地域福祉を取り巻く動向と地域生活課題の整理

(1) 新たな時代に対応した地域福祉のあり方 ～福祉の第2ステージへ～

これまで、高齢者、障がい者、児童など各分野において施策が展開されてきましたが、少子高齢化を背景に支援ニーズは増大しています。また、育児と介護の同時進行（ダブルケア*）や引きこもりなど、制度の狭間といえるところに支援が行き届かない複雑な状況下の方も存在しています。

一方で、福祉の担い手の人手不足の状況が続いており、福祉に関する需要（支援ニーズ）と供給（福祉人材）の乖離も広がりつつあります。

地域福祉の推進により、分野横断的な課題への対応とともに、自助・互助・共助・公助の役割分担を踏まえ、福祉の担い手を育成・支援し、対象者の状況に応じた包括的な相談や支援が行える仕組みに転じていく必要があります。

改正社会福祉法における地域福祉

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

制度の狭間のニーズや課題への対応、地域における公益的な活動の中心である社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人と行政や地域との連携が求められています。社会福祉法が平成28年に改正され、社会福祉法人の役割として、「地域社会への貢献」が、透明性の確保とともに重要な視点として打ち出されました。また、福祉人材の確保の促進も課題としてあげられています。

厚生労働省では、「我が事・丸ごと」地域共生社会*実現本部”を設置し、「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけています。

(参考)「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部(厚生労働省)

これまで我が国の公的な福祉サービスは、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展に寄与してきた。しかしながら、介護保険法、障害者総合支援法*、子ども・子育て支援新制度など、各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、既存の縦割りのシステムには課題が生じている。

具体的には、制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って対応が困難なケースが浮き彫りになっている。

(中略)

今般、一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、パラダイムを転換し、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。

具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要がある。また、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換していくため、サービスや専門人材の養成課程の改革を進めていく必要がある。

これらの具体策の検討を加速化するため、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置する。「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、まずは平成29年の介護保険法の法改正、30年度・33年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには30年度にも予定されている生活困窮者支援制度の見直しに向けて、部局横断的に幅広く検討を行う。

(2) 地域における支え合い機能の強化

同居世帯が多い本町においても、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増えています。高齢化の進行等に伴い、見守りや介護などの支援を必要とする人が増加している一方で、核家族化や人口減少等により、家庭内で支える力や地域の支え合い機能は低下しています。

こうした中で、ひとり暮らしや他者との関わりを拒絶している人、生活困窮者、認知症の高齢者などが、地域で孤立しないように、地域での介護予防事業やサロン活動を展開しています。今後はさらに、地域の「他人事」を「我が事」としてとらえ、「地域の支え手」として高齢者や障がい者等の積極的な活動への参加を促進し、地域住民等が主体となって地域における新たな支え合いの仕組みづくりや拠点となる居場所づくりを進めていく必要があります。

(3) 複合的な課題等に対応した包括的な支援体制の構築

これまでも、関係課間で連携のとれた対応に努めてきましたが、様々な課題を複合的に抱えている世帯や福祉サービスにつながらない制度の狭間にある課題などが潜在しています。そのような課題の解決に向けては、様々な課題を「丸ごと」受け止め、高齢者、障がい者、子どもなどの分野を超えたサービス、困難を抱える世帯を支えるサービスを、柔軟に提供できる体制づくりが利用する側・提供する側双方に重要となります。

行政の公的支援の充実と併せて、専門職による多職種連携*や地域住民等と協働した多様な主体による地域全体での支援が必要と考えられます。

(4) 多様で利用しやすい生活を支えるサービスの充実

今後、高齢者や障がい者などの支援を必要とする人が増加していく中、地域で安心して生活できるよう、保健医療や介護、就労支援をはじめ、幅広い分野にわたる生活支援などの必要なサービスが受けられる体制づくりを進めていく必要があります。

また、福祉サービスを必要とする人が質のよいサービスを安心して選択し、受けられるようにするためには、情報の公表や苦情処理制度の周知などを通じて福祉サービスの質の向上を図っていく必要があります。

(5) 地域福祉を支える担い手の確保・育成

支援を必要とする人々が増加している反面、地域活動の担い手の不足、高齢化が見受けられます。地域福祉の担い手の確保・育成をさらに進めていくことが重要であり、様々な形で地域福祉に関われる仕組みづくりが課題です。

また、介護保険や福祉サービスを必要としている人の増加に伴って、介護・福祉施設等における必要な職員数は増加しているものの、人材の確保が難しい状況にあり、将来を見据えた介護・福祉人材の確保・定着を図ることが喫緊の課題となっています。

第3章 計画の基本方向

1. 計画の基本理念

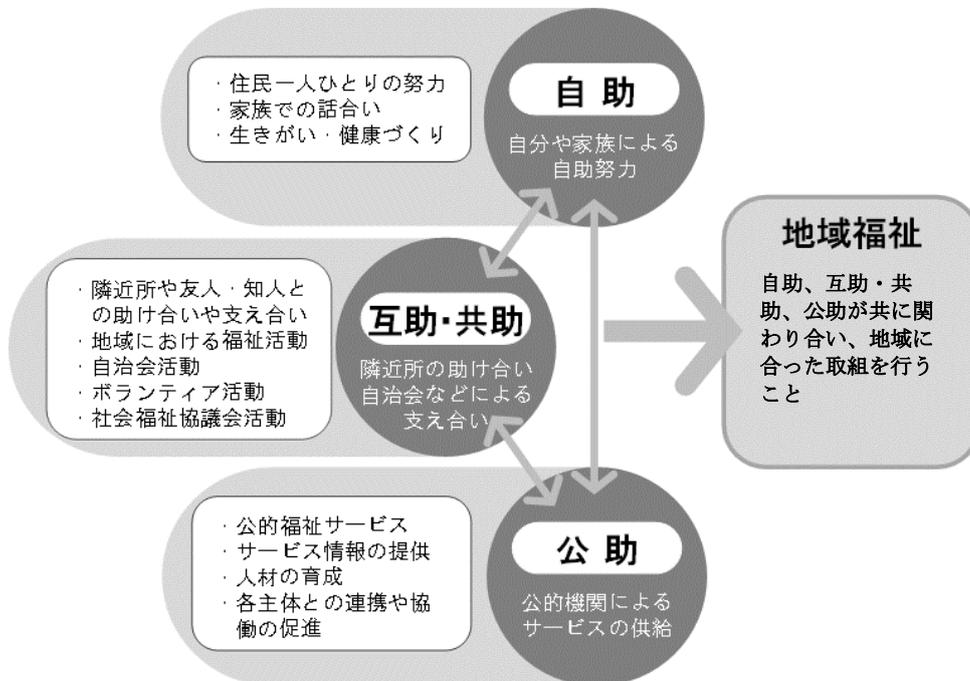
町総合計画における保健福祉分野の基本目標を踏まえ、以下を本計画の基本理念として共有し、地域福祉に係る施策を推進します。

共に支え合う、みんなにやさしいまちづくり

2. 基本とする考え方

住民の自助努力と、住民同士・地域での互助・共助が行われ、自助や共助では対応しきれない部分を公的福祉サービスによる公助で補完するという原則を尊重して、地域のよいところを「互助・共助」の実践につなげていきます。

地域生活課題を認識して共有し、解決に向けての取組・事業の実施にあたっては本計画に基づき、具体的な方策を検討して取り組みます。



3. 基本目標

基本目標1 地域包括支援体制の整備

生活のしづらさや困難を抱える人の課題が重複・複雑化しており、世帯全体で支援が必要なケースが増えています。これまでも保健福祉課が中心的な窓口となって関係課や関係機関と連携して対応していますが、きめ細やかな支援をすることが重要となっており、支援が必要な人とその世帯を支援する視点で関係課・関係機関とのネットワークを図りやすい体制を確立します。

基本目標2 横断的課題解決への取組の推進

人口減少や高齢化・核家族化の進行等により、ひとり暮らし世帯の増加や地域で孤立になりがちな世帯がみられます。地域での声かけや気づきの機会や場を確保して社会的孤立の防止が図れるように、多古町のまるごと地域包括ケアシステム*を推進し、住民が安心して暮らせる体制づくりを進めます。

基本目標3 地域福祉の意識づくりと人づくりの推進

地域にある課題を自分たち・町全体の課題としてとらえることを基本に、すべての住民が支え手であると同時に受け手でもあるということを基本に、世代を超えて様々な住民が関わり、協働で地域福祉の推進を目指します。

あわせて、高齢者や障がい者、ノーマライゼーション*を理解する力を養い、地域共生社会の意識を高められるように啓発に努めるとともに、地域に関わり、地域を支え合う人づくりに取り組みます。

4. 基本目標と施策体系

基本理念	基本目標	施策
共に支え合う、みんなにやさしいまちづくり	1 地域包括支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 1. 1 地域包括ケアの推進 1. 2 相談支援体制・ケアマネジメント*機能の充実 1. 3 多様なサービスの提供と福祉サービスの質の向上 1. 4 情報提供の充実
	2 横断的課題解決への取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 2. 1 地域での声かけ・見守り活動の推進 2. 2 地域の居場所・集まる機会づくり 2. 3 権利擁護*支援の推進 2. 4 地域で孤立し支援が必要な人への支援対策 2. 5 生活基盤の確保支援 2. 6 共生型サービスの検討 2. 7 地域の安心・安全対策の推進 2. 8 介護福祉人材の育成
	3 地域福祉の意識づくりと人づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 3. 1 地域で支え合う意識の啓発 3. 2 介護予防と健康支援の一体的な推進 3. 3 互いに関わり参加する地域づくりの推進 3. 4 多様な主体の育成と協議体を中心にした協働の促進 3. 5 ボランティア活動の活性化 3. 6 各種福祉団体等の活動支援

第4章 基本計画

基本目標 1 地域包括支援体制の整備

<現状・課題>

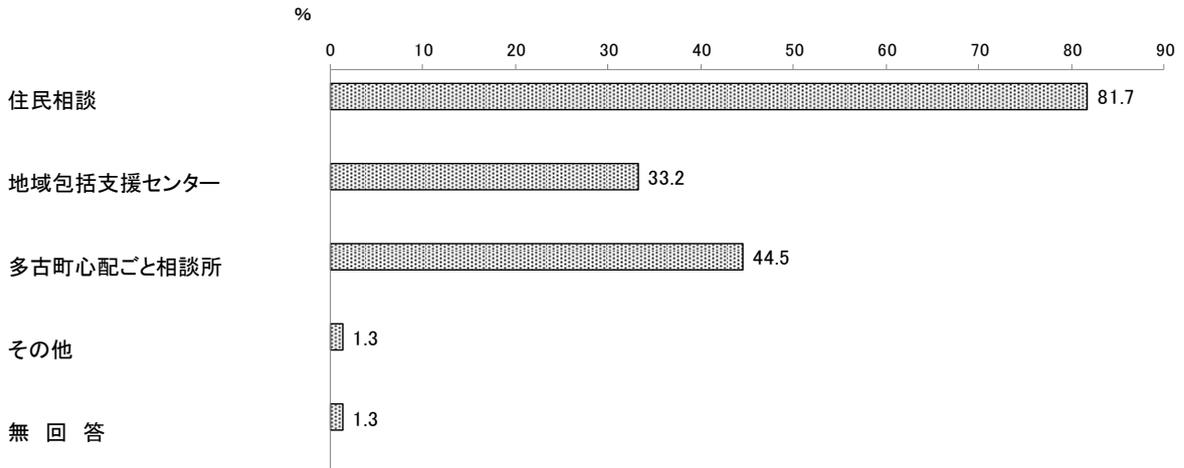
- 福祉に関する相談は保健福祉課窓口がワンストップの初期相談窓口となっています。
- 高齢化がさらに進み、福祉の担い手不足がみられる中、支援ニーズは増大しています。医療や介護、生活支援などの一層の連携と調整が必要です。
- 支援が必要な高齢者、障がい者、子ども、世帯が抱える課題が重複したり複雑になっており、その人だけの支援でなく、世帯をとらえて対応する支援が重要です。切れ目なく、支援が必要な人・世帯に寄り添う支援ができる体制づくりが必要です。
- 地域福祉に関するアンケートでは、日々の生活での悩みや不安として「体調・健康面のこと」「老後のこと」「地震や火事など災害のこと」が現在や将来に向けての不安として多くあげられています。
- 主な相談窓口の認知度は、「住民相談」が81.7%、「多古町心配ごと相談所」が44.5%、「地域包括支援センター」が33.2%となっています。
- 知りたい福祉の情報として、「高齢者の支援や介護のこと」、「各種福祉サービスの利用方法」、「健康づくりや介護予防のこと」が多く回答されています。
- 令和5(2025)年と令和22(2040)年までの中長期的な視点で、高齢者が住み慣れた自宅や地域で、安心して暮らし続けるための包括的な支援、サービス提供体制づくりとして、住まい・医療・介護予防・生活支援を一体的に推進することにより、地域包括ケアシステムの発展・充実を図ることになります。
- 障がいのある人とその家族の暮らしを支援するため、障がい福祉サービスをはじめ、自立した暮らしを支援するサービス、相談支援、介助者の支援、健康支援などの取組を継続して推進し、地域で暮らしていく上での様々な課題にきめ細かく対応できる体制を確立する必要があります。
- 各種福祉サービスの充実を図るため、サービスの提供体制とサービスの質の向上を図ることも重要です。

<施策の方向>

子どもから高齢者まで、課題を抱える人と世帯に寄り添う支援を目指して、課題を抱え支援が必要な人の状況・課題を把握し、必要な支援を検討し、サービス等につなげる仕組みとして、包括的支援体制を確保し、連携のとれた支援を目指します。

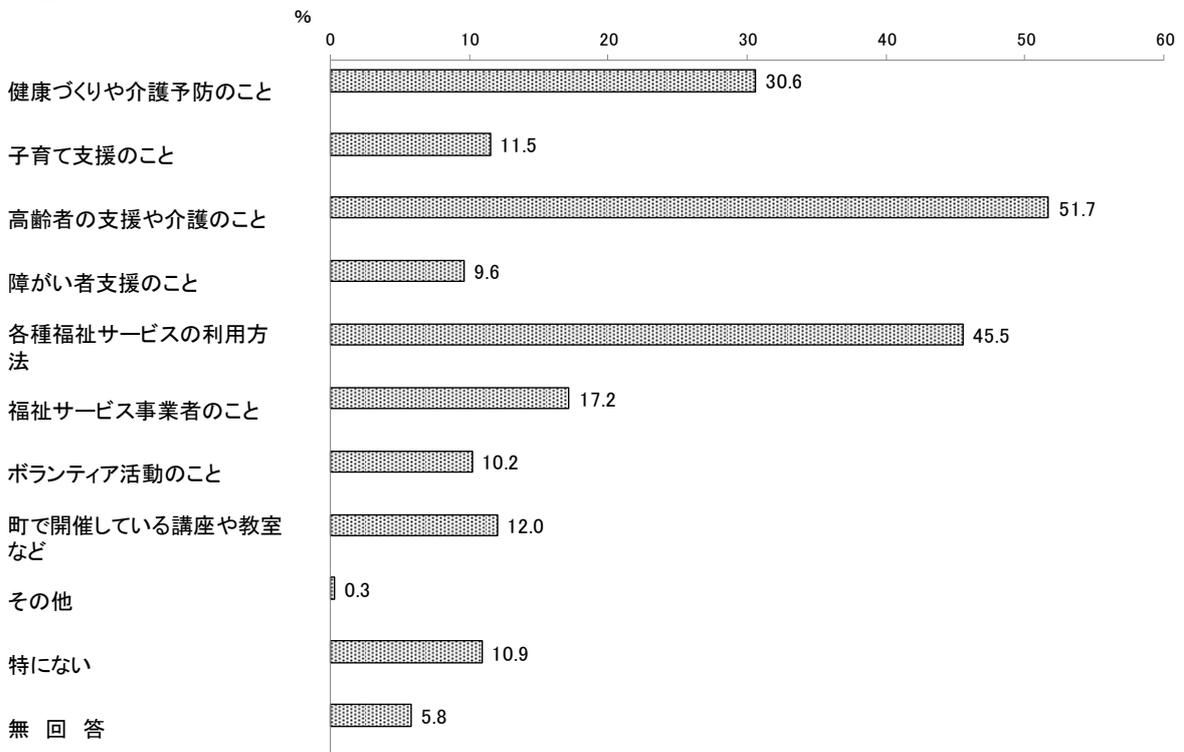
N = 301

問38 知っている相談窓口[%・複数回答]



N = 686

問40 知りたい福祉の情報[%・複数回答]



＜主な施策・取組＞

1. 1 地域包括ケアの推進

支援ニーズの増大、複雑化に対応するため、これまでの地域包括ケア体制をさらに充実させ、連携・調整の強化を図るため、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者といった区別なく、全世代・全対象型の地域包括支援体制を構築します。

様々な課題を解決していくため、高齢者、障がい者、子育て等の分野に応じた相談支援の充実はもとより、分野を横断して複合的・総合的に対応できる体制づくりと、要支援者の早期発見の仕組みづくりや解決手段の充実を図ります。

高齢者施策、障がい者施策、子ども・子育て支援施策、健康増進施策など、分野ごとに施策・事業の進捗状況の把握と点検を行うとともに、地域包括ケア体制の中で共有及び連携して取り組む施策については、総合的・包括的な点検を行いながら推進します。

1. 2 相談支援体制・ケアマネジメント機能の充実

(1) 相談支援体制の充実

介護、障がい、子育てなどの相談は保健福祉課を中心に対応しており、保健福祉課内の連携強化と調整機能を拡充して、多古町版の包括的支援体制を確立し、重層的相談支援体制整備事業や困難ケースの調整などを行い、住民にとってワンストップで、断られない相談窓口となるように取り組みます。

(2) ケアマネジメント機能の充実

相談体制の充実と、地域の課題を総合的にとらえ、解決に向けたコーディネート機能の確保・活用を図ります。高齢者分野に生活支援コーディネーターを配置し、地域生活課題の早期把握と解決に向け、協議体で検討しながら推進します。

支援を必要とする人の家庭を訪問し、個々の状況に応じた積極的な個別支援を行います。

困難事例の際には個別のケース会議を開催し、関係機関と連携して個別対応を図ります。また、個別ケース会議を含む様々な相談事例を集約し、関係する機関において、より迅速で効果的な支援のあり方を検討します。

そして、職員のスキルアップと地域ケア会議などによりケアマネジメントを推進します。

(3) 相談窓口の連携

役場の保健福祉課で、「このことはどこへ」の案内が円滑に対応できるように、連絡先、相談内容別の担当課・事務分掌表を作成して相談対応に活用します。

民生委員・児童委員の地域での活動や相談の場となる地域包括支援センターをはじめ、町社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉サービス事業者等の間で、地域からの相談等をつなぎ、支援につながるように連携を図り、住民が相談しやすい、わかりやすい情報提供を心掛けて推進します。

福祉関係者、障がい者や高齢者の家族など住民への福祉に関する研修などを通じて、支援の必要な人が身近に気軽に相談できる機会の拡充に取り組みます。

1. 3 多様なサービスの提供と福祉サービスの質の向上

在宅生活の継続を重視し、地域生活課題を共有して、多様で柔軟なサービスの提供体制を目指し、共生型サービスの導入、町内の福祉サービス事業等への情報提供やサービスの必要性・提供体制について検討します。

サービス及び事業の質の向上に向けて、サービス事業所の職員研修や外部評価の導入などを支援します。また、サービス事業所の業務が適正かつ円滑に行われるよう、県と連携しながら、定期的な監査を実施します。

サービス及び事業に関する苦情受け付けは、各サービス事業所に苦情処理体制の構築を義務づけ、適切な運用を指導します。第三者が公正かつ中立の立場で行う福祉サービス第三者評価事業の推進を図ります。

1. 4 情報提供の充実

福祉サービスについて、必要な人が必要な支援を適切に選択し利用できるよう、よりわかりやすい情報提供に努め、利用を促進します。

各種相談窓口では、パンフレットやガイドブック等を窓口業務で有効に活用して、情報提供を行うとともに、民生委員・児童委員が、訪問等の際に福祉サービスの情報を提供できるように、活動を支援します。

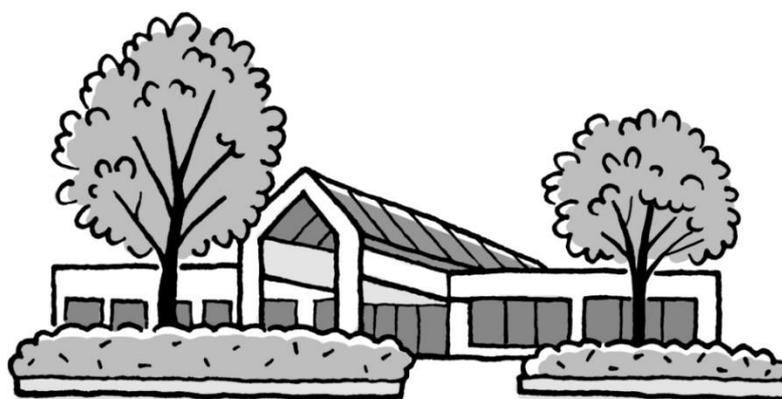
福祉的配慮の視点から、拡大文字、音声、点字、メールなどを活用し、円滑な意思疎通が図れるように努めます。

町で実施している施策や事業を説明し、参画しやすくするための情報公開を積極的に行うとともに、個人情報 の適正な管理に努めます。

住民、福祉団体、事業者等からの意見を聴く場や意見交換をする機会を継続して確保します。

基本目標 1 地域包括支援体制の整備 主要施策・事業

施策・事業	内 容
地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センター機能の充実 ●子育て世代包括支援センターの充実 ●精神障がい者を支える地域包括支援体制の確立
総合的な相談体制・ケアマネジメント機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ケア会議による本人と家族を支えるケアマネジメントの推進 ●保健福祉課窓口の機能強化と各相談窓口との連携
相談窓口の連携	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の身近な相談から支援につながる相談体制づくり ●窓口業務の連携(相談先一覧の作成、つなぎシートの活用検討等)
福祉関係情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉的配慮のある情報提供の推進 ●パンフレット、ガイドブックを活用した情報提供の推進
福祉サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス利用に係る苦情などへの対応 ●サービス事業者による評価の促進



基本目標 2 横断的課題解決への取組の推進

<現状・課題>

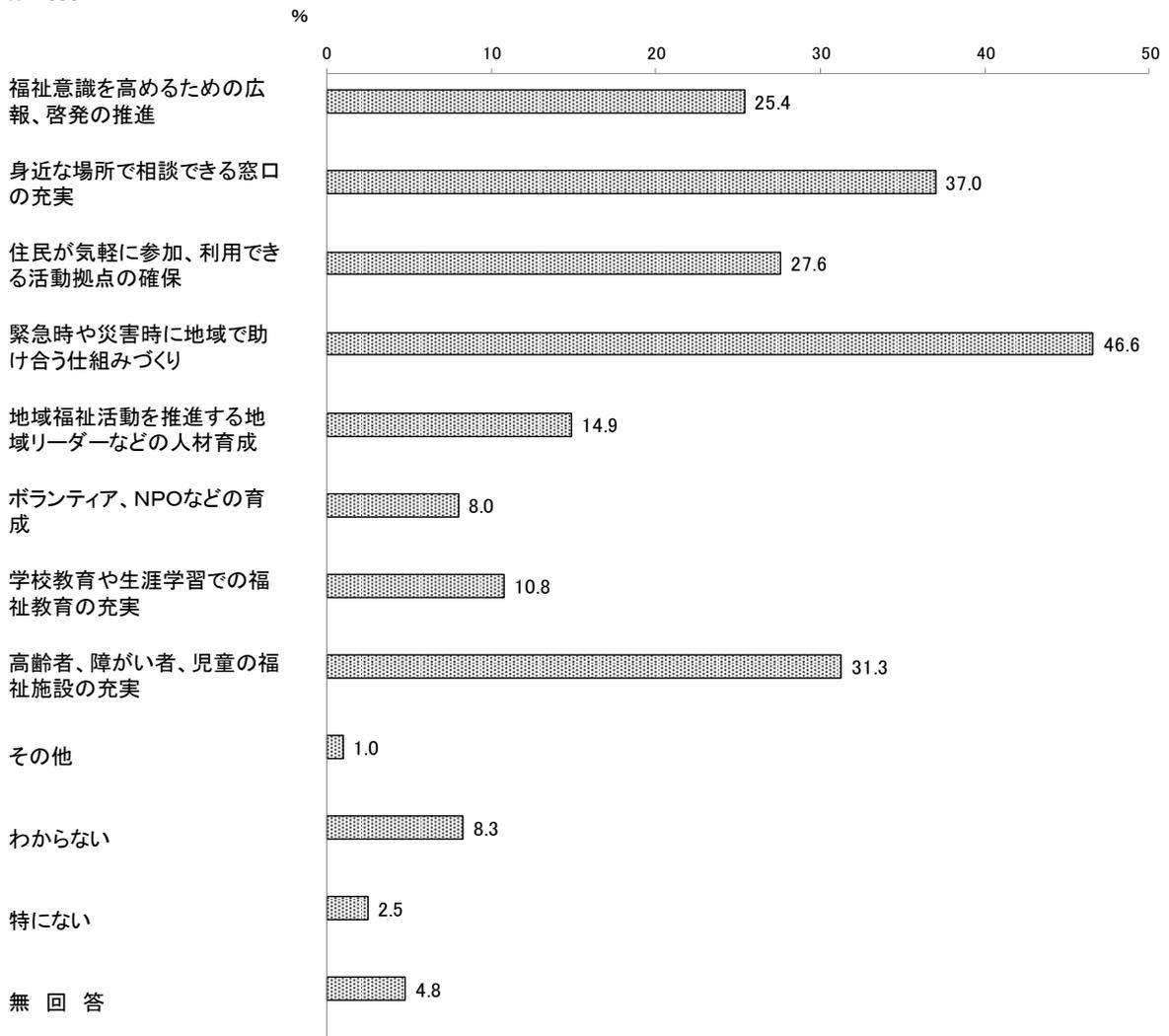
- これまでも行ってきた元気な高齢者が支援や見守りの必要な高齢者を支える活動などを活かし、補完しながら地域の実情に合った見守りや支え合いの形をつくって行く必要があります。
- 障がいのある人が就業や学習活動、交流活動などに意欲的に参加できる環境づくりが必要です。また、暮らしの中に残されている様々な障壁(バリア)を取り除くための取組を継続していく必要があります。
- 支援や関わりが必要な子ども・家庭が潜在的に増加しているとも考えられ、地域で孤立しないように見守る必要があります。
- 地域福祉に関するアンケートでは、福祉施策として重要だと思う取組として、「緊急時や災害時に地域で助け合う仕組みづくり」「身近な場所で相談できる窓口の充実」「住民が気軽に参加、利用できる活動拠点の確保」などがあげられています。
- ひとり暮らし高齢者などへの声かけ・見守り活動の認知度は44.5%と、知らないと回答している割合の方が高くなっています。
- 自然災害を経験したことで、緊急時や災害時に支援を必要とする人を平時から見守ることが重要な支援であると、住民間での関心が高まっています。
- 認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人が、安心して財産の管理や公的な手続きができるよう、権利擁護支援がさらに重要となります。
- 地域で自立して暮らすことができるように支援することを基本に、サービスの利用に限らず、仕事・住まいなどを含めた包括的な視点での支援策が必要です。
- サービスニーズが増大する一方で、サービス提供体制の確保は担い手の確保とあわせて課題となっています。介護福祉人材の育成とあわせて、多様で柔軟なサービスの提供方法などを検討する必要があります。

<施策の方向>

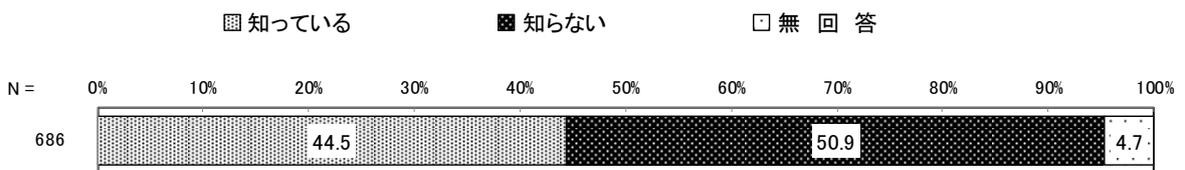
地域での孤立により生活のしづらさを抱える人・家庭の支援に向けて、また住民の地域へのつながりのきっかけ・機会となるように、地域での支え合いの仕組みづくりの基盤となる地域の居場所を継続して拡充し、地域での見守り体制、支え合い活動の促進・強化を目指します。

N = 686

問44 重要だと思う町の福祉施策[%・複数回答]



問36 ひとり暮らし高齢者等への声かけ・見守り活動の認知[%]



＜主な施策・取組＞

2. 1 地域での声かけ・見守り活動の推進

子ども、高齢者、障がい者、災害時に支援が必要な人などへの日頃からの声かけや見守りは、地域での自立した暮らしの継続につながります。このため、身近な地域住民による見守り活動や援助活動のほか、民生委員・児童委員やサービス提供事業者などによる見守り活動、保健師による訪問活動などを継続し、プライバシーに配慮しつつ支えていきます。

安心して地域で暮らし続けていくことができるよう、地域内における住民相互の見守り・声かけを引き続き推進していくとともに、必要な場合は相談窓口等へつながっていきます。また、地域内での活動などへの参加を促進します。

2. 2 地域の居場所・集まる機会づくり

老人クラブやサロン等の地域にある居場所は住民に定着しています。今後はこのような地域の居場所を有効に活用して、集まる機会を拡充し、新たな参加者・関わる人の拡充を図ります。老人クラブやサロン活動、地区社会福祉協議会活動の中で、参加者がやりたいことを把握したり、町から伝えたいこと等を周知して内容の充実を図り、地域活動の場・集会所の活用を促進します。

また、地域での住民の自主活動等での集会所や公共施設等の利用・活用を促進します。

2. 3 権利擁護支援の推進

(1) 人権擁護・権利擁護の取組の推進

①人権擁護・権利擁護の取組

権利擁護は、誰もが安心して地域で暮らし続けられることが基本であり、人権に関する講演会をはじめ様々な機会をとらえて、権利擁護についての啓発を推進し、差別解消や虐待防止に取り組めます。

②男女共同参画の推進

住民一人ひとりの人権意識を向上させ、男女が互いに尊重し合える地域の実現を目指します。DV*やセクシュアル・ハラスメント*、性暴力などの人権侵害の根絶を図るための広報・啓発を行うとともに、相談や支援の体制を確保し、連携をとりながら適切な対応に努めます。

(2) 成年後見制度など権利擁護支援の推進

①権利擁護支援の推進

高齢化が進み、家族形態の変化がみられるなか、成年後見制度についての理解を深められるよう、継続してパンフレット等を活用した啓発や講演会の開催を行い、制度の周知に努めます。あわせて、個人の尊厳とプライバシーの保護などを住民に周知・啓発します。

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人の権利擁護支援のため、日常生活自立支援事業*の啓発と利用の促進に努めます。

成年後見制度を支援する環境づくりとして、市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援のあり方の検討、成年後見人等の育成・確保に取り組みます。

②成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用促進

ノーマライゼーションの考え方を根底に、意思決定支援の重視と自発的意思の尊重を目指して、身上保護も含めて支援することを基本とします。

権利擁護支援に関して、地域包括支援センターや町社会福祉協議会が初期相談窓口であることを周知・啓発します。成年後見制度や日常生活自立支援事業をはじめとして暮らしを守る支援が必要な人の状況を把握するため、地域包括支援センター等での高齢者の実態把握や地域からの相談等を活用し、ケース検討を行います。

また、町社会福祉協議会や医療機関、地域の専門職との連携体制を確保し、今後の連携・ネットワーク強化について検討し、相談手続きなどが円滑に対応できるように努めます。

地域における成年後見制度の利用促進を図るため、「成年後見制度の利用促進に関する法律」が平成28年に施行されました。今後は、身近な親族や福祉・医療・地域の関係者と後見人等が「チーム」となって本人を見守る体制や福祉・法律の専門職団体の協力・連携強化を協議する協議体、成年後見制度の利用促進に関する基本的な事項を調査・審議する審議会等の設置などの地域ネットワークづくりを検討します。

2. 4 地域で孤立し支援が必要な人への支援対策

(1) 生活困窮者支援

生活困窮者自立支援制度の確実な運用を図るとともに、支援を必要としている人に対し、関係機関の連携による地域ぐるみの支援体制の強化に努めます。

平成27年度から「生活困窮者自立支援制度」が開始されました。本制度に基づいて、相談窓口を設置し、仕事や生活の困りごとを抱えた人に対してそれぞれ支援プランを作成し、自立相談支援事業を実施しています。千葉県が実施主体である学習支援事業*に加え、就労準備支援事業*、家計改善支援事業*など必要な支援ができる体制づくりを進めます。

あわせて、それぞれの状況に応じた自立支援を行います。

(2) 虐待防止対策

子どもへの虐待行為、高齢者や障がい者への虐待行為、男女間の暴力問題等が社会問題となっており、どこの地域でも起こる可能性が高く、潜在して見えにくい課題です。地域の身近で他人事ではない課題として、住民・地域の認識が深まるように周知を図るとともに、虐待等の早期発見・未然防止に向けての地域の役割が重要であり、日頃からの見守りと気づきなどの重要性について住民に啓発します。

身近な相談窓口として、保健福祉課や地域包括支援センターを設置し、初期の窓口として、迅速で適切な対応に努めるとともに、相談窓口について住民に周知を図ります。

児童委員などの相談活動や、要保護児童対策地域協議会での連携により、虐待を未然に防止し、迅速な対応を図るためのネットワークを十分活用して対応できるように取り組みます。

(3) 子育て支援・子どもの貧困対策・若者支援

課題を抱える家庭・子どもの状況把握を行い、子どもの体験活動や居場所の確保などを検討します。

(4) 自殺対策

自殺が身近な問題であり、様々な要因と関係があることなど、自殺に対する理解を深められるよう啓発するとともに、こころの健康づくり、地域で気づき・見守るための人材の育成、自殺予防や生きる支援に関する啓発・周知の推進、児童生徒のSOSの出し方教育を推進していきます。

2. 5 生活基盤の確保支援

(1) 支援が必要な人たちへの就労支援

障がい者の経済的自立や社会参加のために、就労支援機関や福祉関係機関、事業所などの連携を強化し、就労機会の拡充や日中活動の充実と事業所への働きかけなどを行い、障がい者雇用や就労の支援を推進します。

生活困窮者に対しては、ハローワークとの連携をはじめ、各種事業を組み合わせながら自立に向けた支援を行います。

ひとり親家庭の母または父が安定した就業ができるよう、職業訓練の利用促進などを行い、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるように支援します。

(2) 高齢者の雇用促進

就業している高齢者が多く、高齢者の豊かな知識や経験、能力をさらに地域で活かせる場やきっかけづくりを進め、生涯活躍の町を目指します。

(3) 居住の場の確保

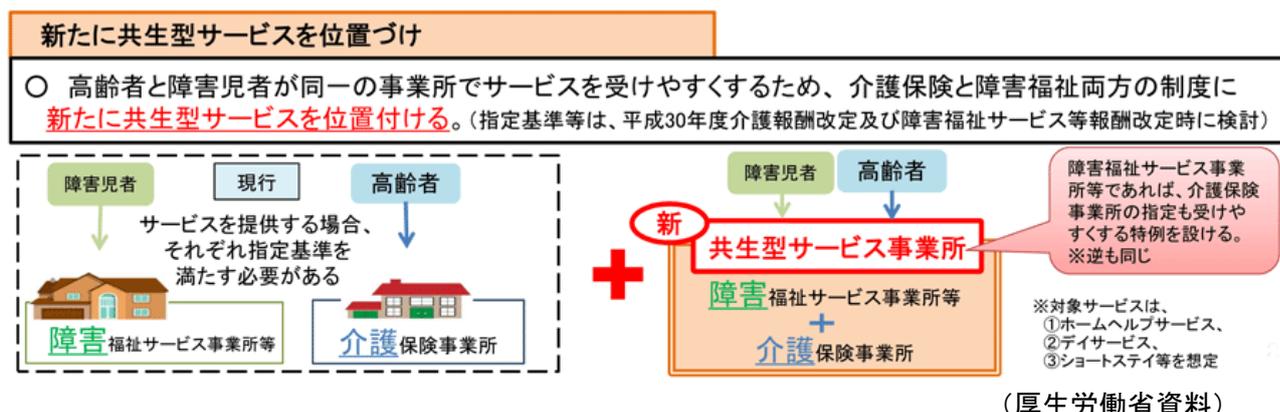
可能な限り住み慣れた地域で暮らしていくため、身体や生活の状況で住宅改修が必要な人には、福祉サービス等を提供し、住み慣れた地域での生活を支援します。空き家活用、多様な住まい、宿泊の場などについて検討します。

生活困窮世帯に対しては、就労支援等と合わせて居住環境の提供に努めます。

2. 6 共生型サービスの検討

制度の狭間で悩み事を抱える人に対して、適切な支援を届けることができるよう、包括的な相談支援体制の構築を進めるとともに、共生型サービスの導入に取り組みます。地域における交流の場づくりなど、高齢者等の社会参加に向けた取組を充実させ、移動、買い物等の日常生活への支援などに取り組みます。

共生型サービスのイメージ



2. 7 地域の安心・安全対策の推進

(1) 避難支援が必要な人への配慮

地域、福祉団体、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、自治会などと協力して、避難行動要支援者*の把握及び情報共有を進めます。また、避難行動要支援者が緊急時に迅速かつ円滑に避難できる体制づくりに取り組みます。

日頃からの地域の行事などを通じた交流などにより、地域住民と協力し合いながら、お互いの顔の見える関係の構築を支援します。

(2) 地域での防災体制づくり

自然災害など災害に対する不安が増大し、防災に対する関心も高まっています。町はハザードマップ*等を活用した災害に対する正しい知識の普及、避難場所の周知、災害備蓄の推進、自主防災組織*の設置促進と活動支援、防災訓練などを行います。

住民が防災に関する知識を深め、身の回りで実践できるように、地域協力体制の確立に地域住民と協力して努めます。また、自治会や事業所等と連携し、自主防災組織結成や防災訓練への積極的な参加を呼びかけます。

災害時要支援者支援対策について、地域の理解と協力を得ながら、避難等に支援が必要な人の把握・更新と地域での平素からの見守り活動を推進します。そして、災害時の避難支援プランの作成に順次取り組みます。

福祉避難所*の指定とともに、運用体制の充実を図ります。

(3) ユニバーサルデザイン*のまちづくりの推進

すべての住民が活動しやすい、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを目指します。

ヘルプカード*や障がい者用駐車場の周知と適切な利用の促進に努めます。

また、ひとり暮らしの高齢者や判断能力が十分でない障がい者等や子どもが犯罪等の被害者とならないように、住民が安心・安全に暮らせるまちを目指して、地域での防犯活動を推進するとともに、日頃からの見守りや安否確認等を通じて、近隣住民同士のつながりを強化し、支援体制を構築します。

2. 8 介護福祉人材の育成

地域に暮らす住民を支えるためには、福祉サービスを必要とするすべての人が適切に利用できるようにする必要があります。このため、福祉サービスを提供する事業者等により福祉サービスが提供できるよう福祉環境の向上を図ります。

利用者のニーズに対応しうる福祉サービスの担い手の確保に向け、ホームヘルパー、ケアマネジャー等の専門職の確保に向けて、事業者と連携しながら情報提供や研修機会の確保などの支援を行います。

事業者による職員の処遇改善や人材育成等の積極的な取組の見える化を促進し、介護人材の確保を推進します。

生活支援コーディネーターや包括的な相談支援を行う職種など地域福祉活動の中心となる人材の養成を図ります。

基本目標2 横断的課題解決への取組の推進 主要施策・事業

施策・事業	内 容
地域住民等による見守り体制の充実	●地域の住民、民生委員・児童委員、電気・ガス等の事業者、郵便や宅配業者等による見守り、安否確認活動の推進とネットワークの拡大
地域の居場所・交流の場の確保	●地域の居場所での交流やきっかけづくりの推進
権利擁護支援の推進	●人権擁護、権利擁護支援の啓発 ●個人情報保護のあり方に関するサービス事業者などへの周知・啓発 ●成年後見制度利用支援、成年後見に関する講演会・相談会 ●法人後見人の育成、体制整備
生活困窮者自立支援	●包括的相談支援
虐待防止対策	●子ども・高齢者・障がい者の虐待防止対策(要保護児童対策地域協議会、障害者虐待防止センター事業、地域包括支援センター事業) ●虐待や暴力等の予防に関する意識啓発と相談体制づくり ●男女共同参画計画の推進
子育て支援・子どもの貧困対策・若者支援	●子育て世代包括支援センターを中心とした相談支援 ●子育て支援事業
自殺対策	●自殺に対する正しい理解の啓発と地域の見守る人材(ゲートキーパー等)の育成
生活基盤の整備	●多様な住まいの確保 ●住宅改修費の助成 ●合理的配慮*を基本にした就業機会の拡充 ●高齢者の雇用促進と生涯活躍のまちづくりの推進
共生型サービスの導入	●共生型サービスの導入検討

施策・事業	内 容
災害時要支援者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時要支援者の把握、台帳整備、避難行動要支援者の支援体制づくり ●ハザードマップの配布、防災、避難所に関する情報提供 ●避難訓練の実施
地域安全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯活動の推進と消費生活に関する啓発 ●防犯意識の向上 ●自主防災組織の活動支援 ●防犯対策の推進 ●防犯設備の充実
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設のバリアフリー*化などの推進 ●道路や歩道の整備・改善 ●交通安全対策の推進 ●交通施設等の改善 ●公共交通対策の推進 ●買い物支援、移動対策
介護福祉人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●各種研修等への参加促進



基本目標 3 地域福祉の意識づくりと人づくりの推進

＜現状・課題＞

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域での関わり合いの大切さをさらに周知・啓発する必要があります。
- 町では、高齢者を対象にした地域での運動器の機能向上や認知症予防などの介護予防事業を行っており、事業への参加を促進していくことが重要です。
- 地域福祉に関するアンケートにおいて、住民にとってとなり近所を地域ととらえているという回答が多いことから、近所同士のあいさつや安否確認から、助け合いの「輪」を広げていくことが必要です。
- 地域福祉に関するアンケートでは、住民同士の自主的な支え合い・助け合いが「必要だと思う」が大半を占めており、そのために必要なこととして、「自分が日頃から町民同士のつながりを持つよう心がけること」「行政の地域活動の相談や支援の体制を充実させること」「自治会等の地域組織が中心となって町民同士の交流活動を進める」などがあげられています。
- ボランティア活動への参加については、「参加したい気持ちはあるが忙しくて参加できない」が 37.9%、「参加したいが内容や参加方法がわからない」が 10.1%、また、ボランティアセンターの活動の認知度は 34.5%となっています。
- 地域で解決できない困難な課題には、関係機関と連携した解決ができる協力体制が必要です。
- 高齢化による担い手不足で、地域の役割や行事は立ち行かなくなることが考えられることから、協力しあったり、手伝って一緒にやってくれる人が必要です。
- ボランティアをしようと思っている人のきっかけづくり、地域ボランティアの育成・活動促進とボランティアニーズと実際の活動の調整が必要です。

＜施策の方向＞

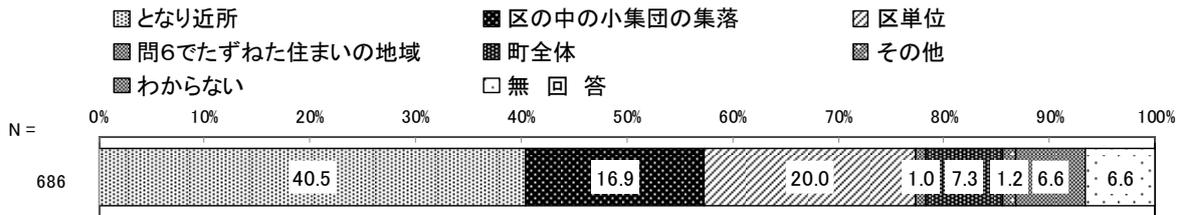
地域での介護予防事業・健康増進事業等への参加を呼びかけ、セルフマネジメントの意識の啓発に努めます。

地域で開催されている老人クラブ、サロン活動を、地域の居場所として、気軽に集まる場所とし、多くの住民の様々な交流や活動ができるように取り組みます。地域の集会所や公共施設の活用を促進します。

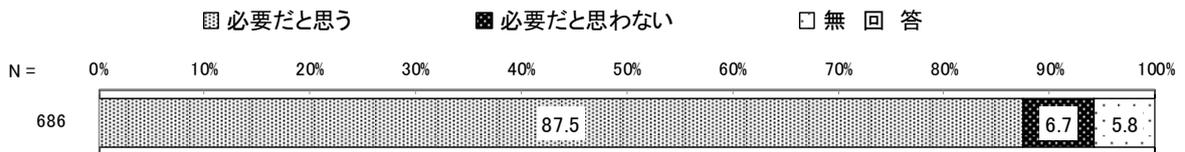
ボランティアなどの育成・活動促進を支援するとともに、利用ニーズの把握や提供体制など調整機能の確保を図り、活動の活発化を目指します。

「我が事」の意識の共有を図りながら、課題解決へ仕組みづくりと活動の活発化を支援します。

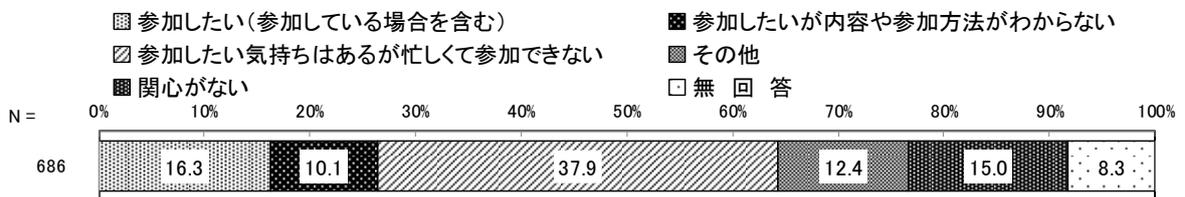
問31 助け合い活動ができる地域範囲[%]



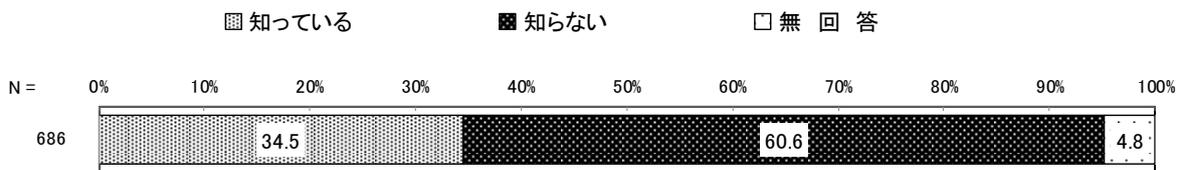
問27 地域の問題解決のための住民同士の支え合い[%]



問17 ボランティア活動への参加について[%]



問34 ボランティアセンターの活動の認知[%]



＜主な施策・取組＞

3. 1 地域で支え合う意識の啓発

(1) 福祉への関心の喚起

地域福祉を推進するため、学校・地域・社会福祉協議会が一体となって福祉に対する理解を深め、担い手の育成、幼少時からの福祉教育や生涯学習、地域活動などへ参加できる機会を拡充します。

(2) 地域の支援体制づくりの推進

地域の相互扶助機能を向上させ、地域全体で課題を抱える人を支える体制づくりを進めるとともに、福祉教育を通じて、地域福祉を支える人づくりを進めていきます。

(3) 支え合いの地域づくりの推進

町では、地域生活課題やニーズの把握等を行う生活支援コーディネーターが地域をまわり、地域での支え合いの意識の醸成や課題解決に努めています。今後も、地域の訪問・情報交換の場を継続し、地域の資源の掘り起こしと課題の解決を調整しながら進め、支え合いの地域づくりを推進します。

3. 2 介護予防と健康支援の一体的な推進

(1) 介護予防等による地域福祉活動の効果的な推進

身近な場での介護予防教室や健康増進事業への参加・協力をさらに促進し、介護予防の活動から地域福祉活動まで身近な地区での展開を図ります。

(2) こころと身体の健康づくりの推進

ライフステージ*に合わせた、健康管理に関わる相談・指導体制及び健康づくりに向けての各種の情報提供や健康教育の充実を図ります。

こころの健康づくり事業（休養・ストレス、自殺予防）を実施し、一人ひとりのこころの健康づくりに向けて、正しい知識の普及・啓発活動に努めます。

(3) 医療・介護の連携促進

医療・介護の連携ネットワークの強化のため、関係する医療、介護、福祉、行政関係者から意見・提言を聴取し協議します。

3. 3 互いに関わり参加する地域づくりの推進

(1) 交流や生きがい・地域福祉活動の推進

福祉関係団体等と連携・協力し、交流や生きがい活動の場づくりを支援します。地域住民と連携し、世代を超えて人が集まり、交流ができる機会をつくり、行事への参加を広く呼びかけます。

(2) 地域住民等が集まる施設の活用

地域での通いの場、居場所として、集会施設等の活用を促進します。

3. 4 多様な主体の育成と協議体を中心にした協働の促進

高齢者を取り巻く課題については、掘り起こしから解決の調整役としてコーディネーターを中心に協議体で検討する体制を確保しています。福祉全般の課題解決に向けても、協議体での検討と連携しながら、福祉全般の課題解決に向けて検討し、福祉施策の推進に向けた協議をする場を確保して、地域福祉活動の推進を図ります。

3. 5 ボランティア活動の活性化

老人クラブや当事者団体などの活動を紹介して加入促進に努めるとともに、福祉関係団体への情報の提供や活動支援を行います。

町社会福祉協議会やボランティア団体等は、若い世代にボランティアの意義や活動に対する理解を広め、地域での活動につながるよう、担い手の養成講座や研修会などを行うとともに、情報提供や活動支援に努めます。また、小中学校や町内事業所に対する地域福祉活動への参加促進を図ります。

3. 6 各種福祉団体等の活動支援

(1) 福祉団体のネットワークづくり

自治会や民生委員・児童委員、町社会福祉協議会などの団体や関係機関などとの連携協力により、福祉団体のネットワークづくりと活動支援に努めます。

(2) 町社会福祉協議会の活動支援と協働の促進

地域福祉の中心的な団体である町社会福祉協議会の活動を支援するとともに、連携を強化して、協働で地域生活課題の解決に取り組みます。今後は、地域生活課題の把握から、地域活性化と地域生活課題の解決とがつながる施策の検討、安心できる暮らしの確保のための権利擁護支援、ボランティア活動の調整機能と負担感の少ない手助けサービスによる住民参加型サービスの充実を支援します。

(3) 福祉施設・サービス事業所の地域貢献と連携の促進

利用者が満足でき、質の高いサービスが提供されるように、サービス提供事業者間のネットワーク化の支援と、町からの情報提供・町との情報共有などのネットワークづくりに努めます。

また、福祉施設・サービス事業所が地域にあることを活かして、福祉施設等の地域貢献活動を支援します。

基本目標3 地域福祉の意識づくりと人づくりの推進 主要施策・事業

施策・事業	内 容
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●小中学校での福祉教育活動、町社会福祉協議会と連携した福祉教育活動の推進 ●各種研修等への参加促進 ●福祉教育出前講座
生活支援コーディネーター活動	<ul style="list-style-type: none"> ●地区訪問活動、協議体での課題解決に向けた検討・協議 ●援護を必要とする人の把握と地域における情報の共有
地域での介護予防・健康づくり事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●一般介護予防事業 ●健康増進事業 ●健康づくりの推進と医療体制の充実 ●こころの健康支援 ●介護医療連携事業
交流や生きがい・地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会活動との連携、住民参加型福祉サービスの推進 ●小地域福祉活動推進事業 ●サロン事業
協議体の設置による協議・推進	<ul style="list-style-type: none"> ●コーディネーターを中心に協議体で地域の課題と解決策の協議・推進 ●地域福祉活動の担い手づくり ●民生委員・児童委員の研修
各種ボランティア育成	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア養成講座 ●ボランティア活動のコーディネート ●ボランティア活動や地域福祉活動の推進・支援
声かけ・見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の住民、民生委員・児童委員、電気・ガス等の事業者、郵便や宅配業者等による見守り、安否確認活動の推進とネットワークの拡大
地域の居場所・集まる機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の居場所での交流やきっかけづくりを推進 ●老人クラブの育成援助 ●障害者団体の育成・活動支援
福祉団体の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ●各種団体の活動支援、加入支援、意見交換 ●地域福祉の推進体制づくり
町社会福祉協議会の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ●町社会福祉協議会の活動支援
事業者等との連絡・調整の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉関係事業所との連絡・調整の場の確保 ●住民、当事者、社会福祉事業関係者の連絡調整

第5章 成年後見制度のさらなる利用促進

1. 成年後見制度のさらなる利用促進にあたって

(1) 背景と目的

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他精神上の障がい等により判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為の意思決定が困難な方について、家庭裁判所への申立手続きにより、成年後見人等を選任してその方の判断能力を補い、生命・身体・自由・財産等の権利を擁護するための制度です。

選任された成年後見人等が、本人に代わって契約を結び、必要な介護サービス等の利用を進めたり、財産の管理を行ったりすることで、本人を法的に守ることができます。

この制度は、平成11年の民法の一部改正によって、従来の禁治産制度が見直され、平成12年から導入されましたが、全国的に制度が十分に活用されていない状況にあります。

こうした中、国では「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が、平成28年5月に施行し、この「促進法」に基づいた「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が平成29年3月に閣議決定され、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされました。

また、市町村においても、「国の基本計画」を勘案した成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度の利用を促進するための機関の設置やその他必要な措置を講ずるよう努めるものとされました。

このことを受け、今後、成年後見制度のさらなる利用促進のため、多古町において、認知症、知的障がいその他精神上の障がい等により自身の財産管理や日常生活等に支障があり支援を必要とする方（以下「権利擁護支援等が必要な方」という。）へ、包括的な支援が行き届く地域社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

法定後見制度の類型

区 分	対象となる方	援助者	
補助	判断能力が不十分な方	補助人	監督人を選任すること があります。
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人	
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	後見人	

(市町村の講ずる措置)

・成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(2) 位置づけ

「促進法」第14条第1項に定められる、市町村における成年後見制度利用促進基本計画に位置づけられます。単独で計画を策定するのではなく、地域福祉計画内にて施策や指針を定めることで、地域での福祉サービスのみならず、「多古町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「多古町障害者計画」、「多古町障害福祉計画」その他関連する個別計画との整合、連携を図ります。

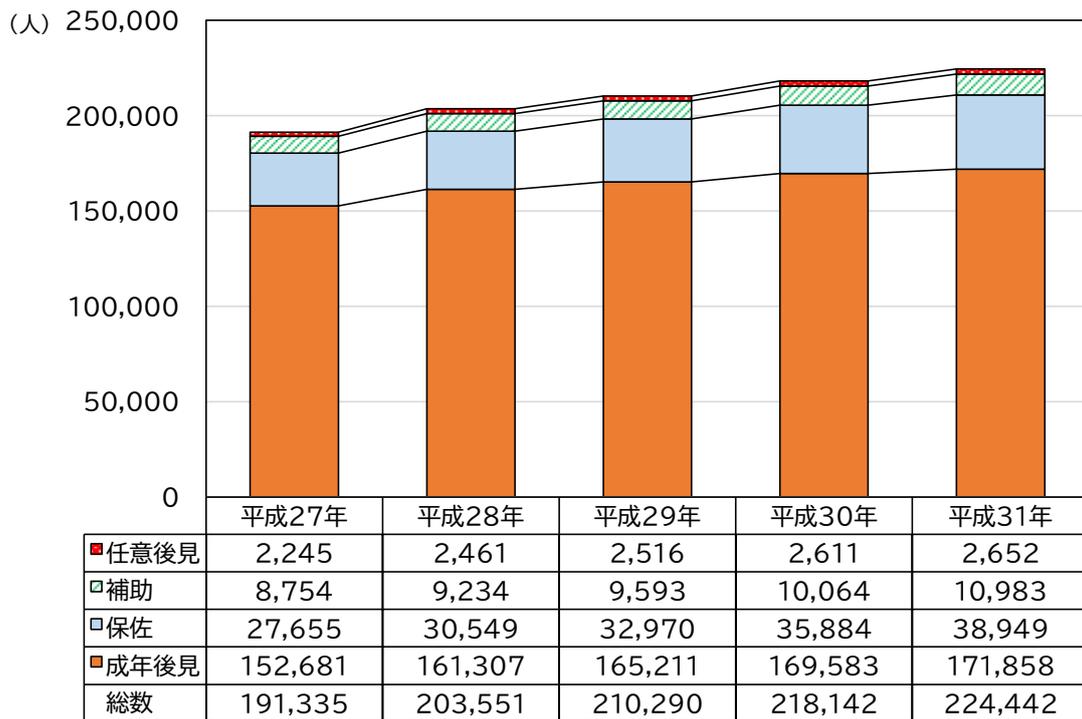
(3) 成年後見制度推進機関（多古町社会福祉協議会）

多古町社会福祉協議会では成年後見制度に係る業務として「日常生活自立支援事業」を実施してきました。今後は、多古町社会福祉協議会は成年後見制度推進機関として、成年後見人等への支援、関係機関との連携、連絡、情報提供を行うとともに、町と連携して成年後見制度に関する住民の理解を深めるための啓発と普及に努めます。

(4) 全国的な成年後見制度の利用状況・傾向

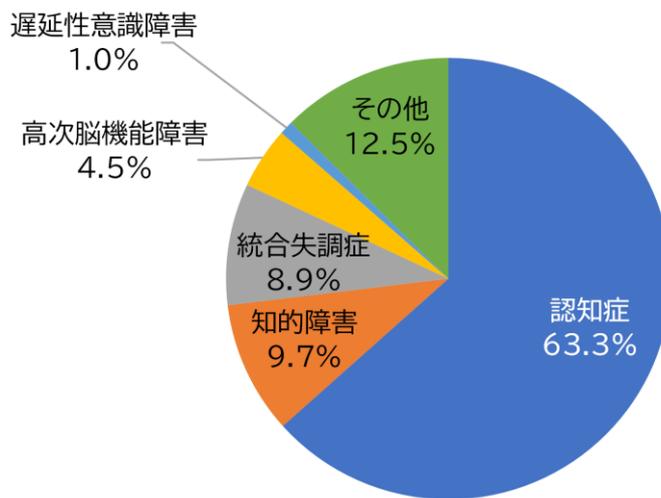
平成31年1月1日時点における全国の成年後見制度（任意後見・補助・保佐・後見）の利用者数は合計で224,442人、対前年比約2.9%の増加となっています。開始原因としては認知症が最も多く、全体の約63.3%を占めています。

成年後見制度の利用者数の推移（全国）



(成年後見関係事件の概況(裁判所資料))

開始原因別割合（全国）



※開始原因「その他」には、発達障がい*、うつ病*、双極性障がい*、アルコール依存症*・てんかん*による障がい等が含まれる。

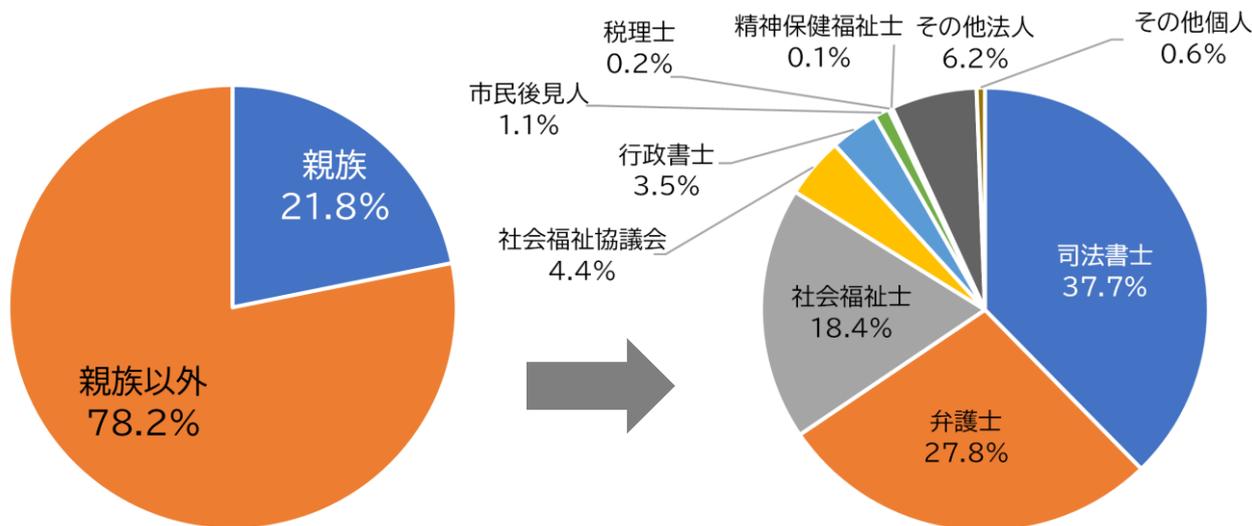
(成年後見関係事件の概況(裁判所資料))

成年後見人等（補助人・保佐人・後見人）と本人との関係は、「親族以外」が全体の約78.2%と多く、「親族」（21.8%）を上回っており、親族よりも専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっています。

後見人等と本人との関係（全国）

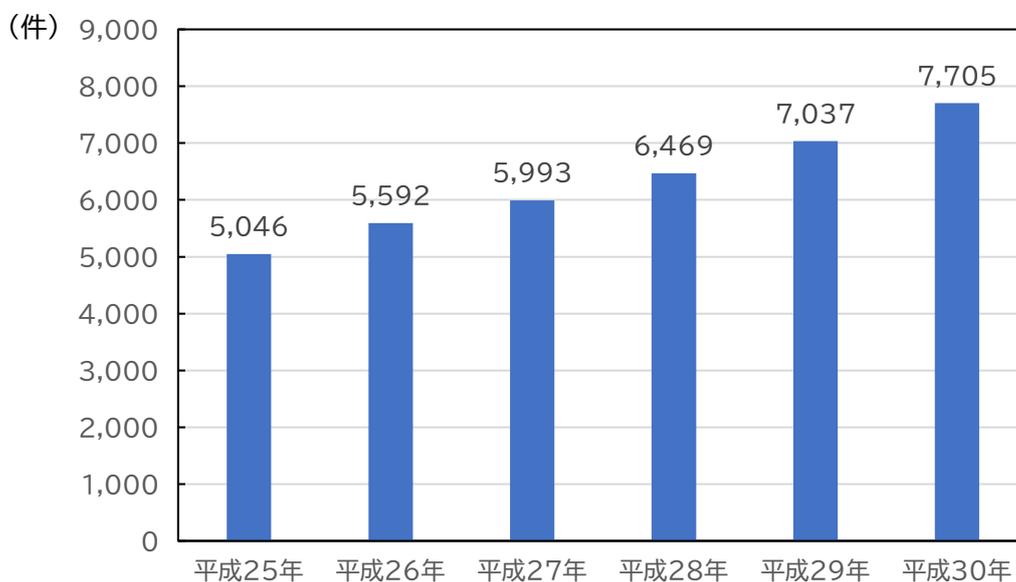
【後見人等と本人との関係（2区分）（全国）】

【親族以外の内訳（全国）】



（成年後見関係事件の概況（裁判所資料））

市区町村長申立件数の推移（平成25年～平成30年）



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
市区町村長申立件数	5,046件	5,592件	5,993件	6,469件	7,037件	7,705件
総数に占める割合	14.7%	16.4%	17.3%	18.8%	19.8%	21.3%
総件数	34,215件	34,174件	34,623件	34,444件	35,486件	36,186件

※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

（成年後見制度の現状（厚生労働省資料））

市区町村長申立件数（平成30年）

	市区町村長申立件数	都道府県ごとの 総数	総数に 占める割合
千葉	407件	1,627件	25.0%
全国	7,705件	36,186件	21.3%

※1後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

※2各都道府県所在の家庭裁判所における申立件数である。

（成年後見制度の現状(厚生労働省資料)）

成年後見町長申立件数（平成27年～令和2年）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
障がい者	0件	0件	1件	0件	1件	0件
高齢者	1件	1件	2件	2件	0件	0件
合計	1件	1件	3件	2件	1件	0件

（保健福祉課）

千葉家庭裁判所における成年後見制度利用者数（令和2年10月末現在）

	法定後見				任意後見
	法定後見合計	うち後見	うち保佐	うち補助	
八日市場支部	534人	457人	62人	15人	5人
多古町	44人	39人	3人	2人	0人

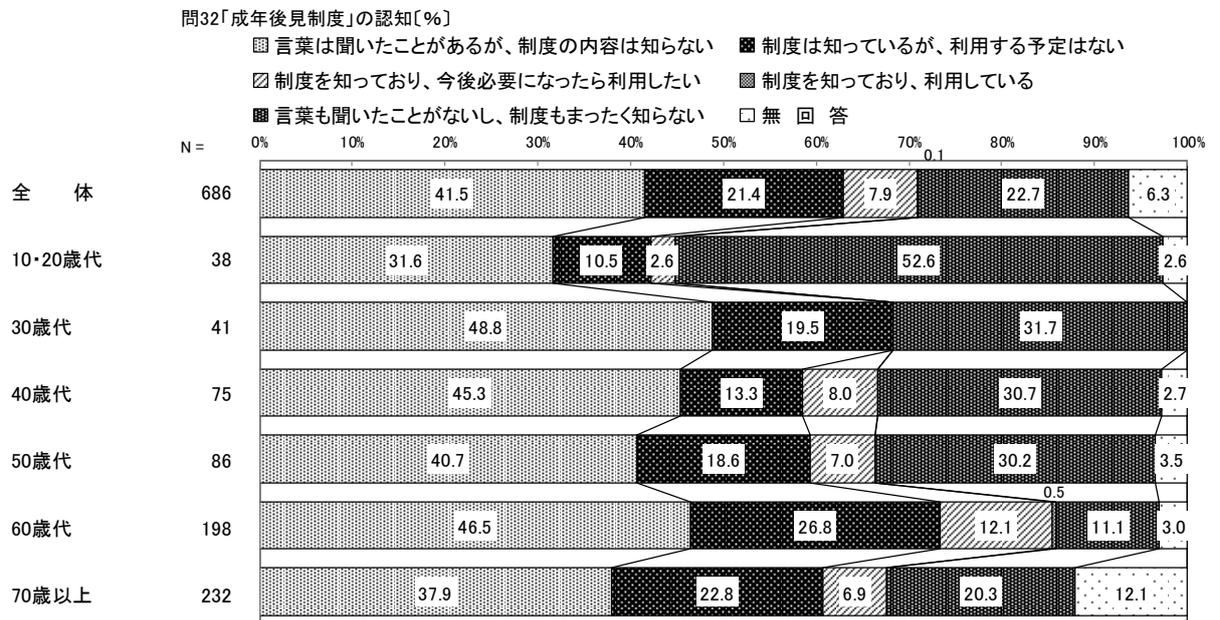
（千葉家庭裁判所本庁より情報提供）

(5) 成年後見制度の認知状況

「成年後見制度」については、「言葉は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」が41.5%、「言葉も聞いたことがないし、制度もまったく知らない」が22.7%、「制度は知っているが、利用する予定はない」が21.4%回答されており、内容までは知らない状況が伺えます。

また、全国調査（内閣府政府広報室「認知症に関する世論調査」令和2年1月）では、「聞いたことがなく、内容も知らない」は26.7%となっており、全国的にも認知状況がまだ低調であることがわかります。

「成年後見制度」の認知状況



(地域福祉に関するアンケート)

2. 現状から見えた課題

地域福祉に関するアンケート調査では、70.9%が成年後見制度を聞いたことがあるまたは知っていると回答していますが、「利用している」は0.1%、「今後利用したい」と回答しているのは7.9%にとどまっています。現在、超高齢社会の我が国で高齢者のおよそ15%の人が認知症になるともいわれており、今後さらに必要性が高まるものと考えられますが、現状では周知が必要であり、利用しやすく、利用者が利用してよかったと思える仕組みを確立していくことが課題です。

3. 成年後見制度の利用を促進するための取組方針

共に支え合い、支援が必要な人が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるための支援の一つとして、成年後見制度が利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークや中核機関の体制整備を推進します。

また、「多古町成年後見等審判請求の手續等に関する要綱」に基づき、認知症高齢者、知的障がい者または精神障がい者等に対し、成年後見制度に係る審査請求及び審判の請求、配偶者等への情報提供等や成年後見等審判請求費用及び後見人等報酬の助成を行います。必要に応じて成年後見制度利用支援事業の利用も検討します。

検討・協議する内容
●権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割を実現させる体制整備の方針 役割：権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用支援体制の構築
●地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針
●地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能(広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能)の段階的・計画的整備方針
●「チーム」「協議会」の具体化の方針
●成年後見制度の利用に関する助成制度のあり方

施策・事業	内 容
権利擁護支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●人権擁護、権利擁護支援の啓発 ●個人情報保護のあり方に関するサービス事業者などへの周知・啓発 ●成年後見制度利用支援、成年後見に関する講演会・相談会 ●法人後見人の育成、体制整備
成年後見制度についての普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●民生児童委員協議会での研修、障がい者支援施設での研修の実施
高齢者施策・障がい者施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画との連携 ●障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画との連携 ●成年後見制度利用支援事業 ●日常生活自立支援事業

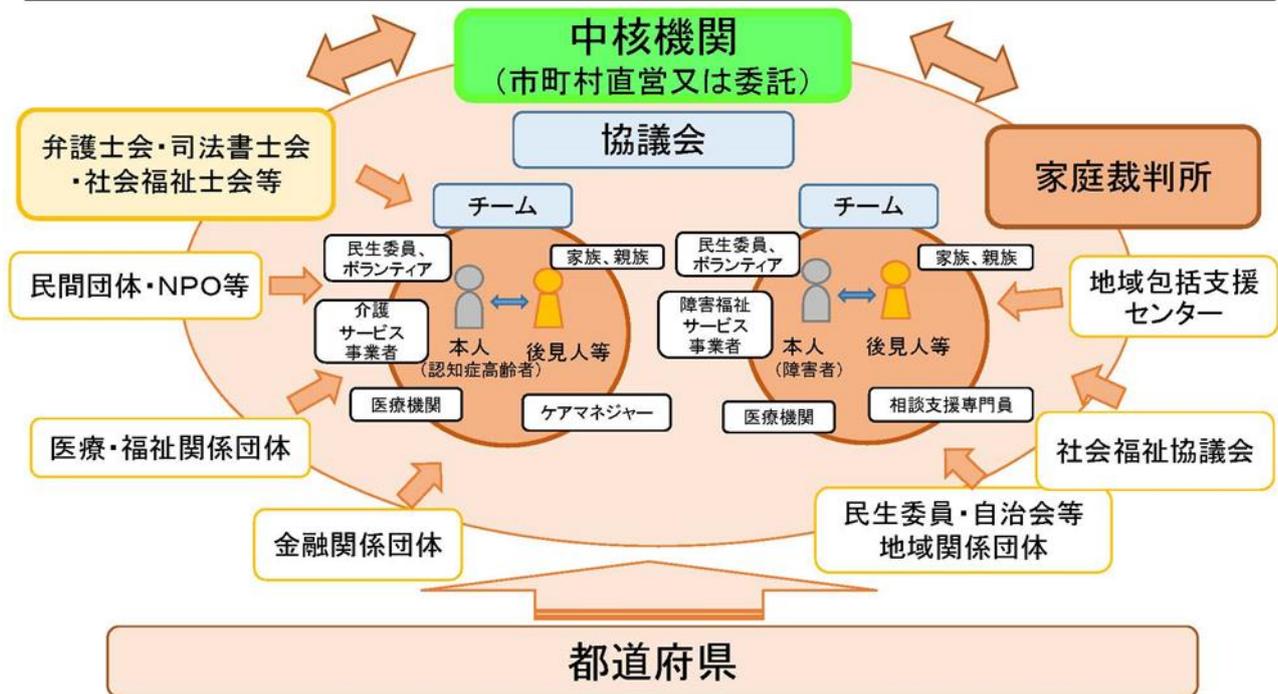
地域連携ネットワークと中核機関のイメージ

地域連携ネットワークとその中核となる機関

○ 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



(厚生労働省資料)

第6章 計画の推進に向けて

1. 地域福祉活動の推進

地域福祉を推進するにあたっては、町行政と社会福祉協議会をはじめ、地域、住民等が地域でできることを主体的に活動していくことが大切になります。

地域福祉は、住民の相互理解と協調性により、地域の福祉課題をみんなが共有し、その解決に向けて社会福祉協議会と地域等が一体となって取り組むことが重要になります。また、地域の優れた環境や特性を活かしながら進めることも大切です。

2. 地域福祉活動を担う主な主体の役割

住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らしていくためには、地域の資源を活用して地域福祉の推進を図っていく必要があります。そのため、住民や町、町社会福祉協議会、福祉関係団体、民間団体などの多様な主体が参画し、それぞれの役割を担いながら協働で取り組んでいくことが期待されます。

(1) 町の役割

地域生活課題を把握した上で、地域福祉計画に基づき、関係各課・関係団体等と協働した施策を計画的に推進します。

住民が主体となって課題の抽出や課題解決に取り組む環境づくりをはじめ、地域の課題を包括的に受け止める相談体制の構築などに取り組みます。

(2) 町社会福祉協議会に期待される役割

町社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な団体として、各種社会福祉事業の企画・実施や福祉活動への住民の参加促進など、地域に密着した活動を安定的に継続して実施していくことが求められます。

(3) 福祉関係の事業所・団体等に期待される役割

社会福祉法人は、各種社会福祉事業や公益事業を実施しており、平成28年の社会福祉法改正により、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえた地域における公益的な取組の実施に関する責務が規定されました。このため、各種地域生活課題等に対応していくなど、地域においてさらなる役割を担うことが期待されます。

福祉関係団体は、人材の育成や各種活動に参画して、地域福祉の充実に努めることが期待されています。そして、関係機関等の連携強化を図りながら、課題解決への取組が求められます。

(4) 民生委員・児童委員に期待される役割

民生委員・児童委員は、担当地区等において、住民の暮らしや暮らしの中での課題の把握、要支援者に対する福祉サービスの情報提供や生活相談等の支援を行うなど、地域と町の関係機関をつなぐ重要な役割を担っています。地域生活課題の複雑化や高齢者世帯の増加等により、地域の状況に応じた様々な活動が期待されています。

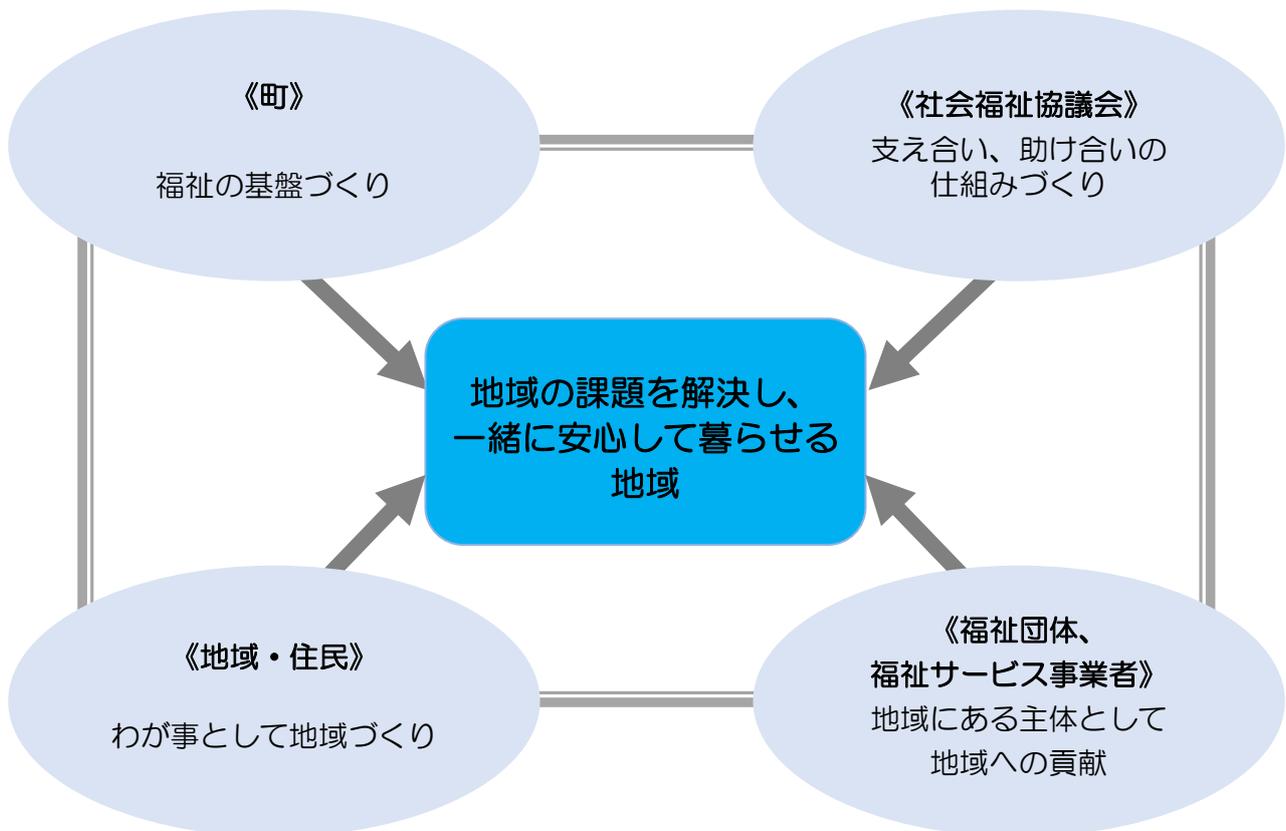
(5) ボランティア団体やNPO等に期待される役割

地域福祉の担い手として、地域におけるニーズを把握し、それぞれの特長や能力、資源等を活かした活動が期待されています。

(6) 自治会に期待される役割

自治会は、住民に最も身近な組織であり、住民同士が互いに支え合う意識を高め、町や町社会福祉協議会等と連携しながら、地域の見守りや防犯・防災をはじめ、環境美化や健康づくりなど様々な地域活動に取り組むことが期待されています。

各主体の役割



3. 計画の推進に向けて

計画の推進に向けては、住民・関係団体・関係機関・事業者と行政が協働で取り組むため、町社会福祉協議会をはじめ住民・関係団体・関係機関・事業者等と連携を十分に図り、ご意見・協力をいただきながら推進します。

(1) 計画の進捗状況の把握

計画を着実に推進するため、定期的に福祉施策の点検及び課題解決の検討・意見聴取を行い、施策への反映を図ります。

(2) 町社会福祉協議会等との連携強化

町社会福祉協議会の地域福祉活動計画と十分に連携して推進していくため、課題の共有や解決方法の検討などを定期的に協議する場を確保します。

あわせて、町社会福祉協議会をはじめ、町内の社会福祉法人や福祉サービス事業所、関係団体、事業所等との積極的かつ有機的な連携を図ります。

(3) 情報提供と周知

住民が保健福祉などのサービスを有効に利用できるよう、情報提供や周知方法には十分な配慮を行っていきます。

(4) 情報共有と個人情報保護

より質の高い福祉・保健・医療サービスを提供していくため、サービス利用者に関する個人情報を行政、関係機関、事業者などで共有することが必要です。そのため、マイナンバーをはじめとする個人情報の漏えいや不正利用防止に向けた情報管理を徹底します。

資料編

1. 多古町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(令和2年6月26日告示第68号)

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、多古町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、地域福祉の推進について、広く町民の意見を反映させるため、多古町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、16人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 社会福祉団体の代表
- (3) 社会福祉施設の代表
- (4) 住民組織の代表
- (5) 社会福祉協議会の職員
- (6) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の完了の日までとする。

2 前項の委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、保健福祉課に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から適用する。

2. 多古町地域福祉計画策定委員名簿

No.	区 分	所属する団体等	役職等	氏 名	備考
1	識見を有する者	多古町町議会	総務厚生常任委員長	菅澤 環	
2		多古町社会福祉協議会	会長	小川 重則	副会長
3		多古町子ども・子育て会議	会長	加瀬 行祥	
4	社会福祉団体の代表	社会福祉法人福祉楽団 (千葉県中核地域生活支援センター)	センター長	高木亜希子	
5		多古町地域包括支援センター (社会福祉士)	包括係長	野口 真理	
6	社会福祉施設の代表	社会福祉法人槇の実会 (ひかり学園)	理事	高安 一弘	
7		社会福祉法人八光聴 (多古特別養護老人ホーム)	理事(社協理事)	藤崎 敏宏	
8	住民組織の代表	多古町民生員児童委員協議会	会長(社協理事)	宇井 武雄	会 長
9		多古町赤十字奉仕団	委員長(社協理事)	林 秀子	
10		多古町ボランティア協議会	会長(社協理事)	野平 敏江	
11		多古町地区社会福祉協議会	第二地区社協会長 (社協理事)	岡田 牧夫	
12	社会福祉協議会の職員	多古町社会福祉協議会	事務局長	宇井 剛	
13	関係行政機関の職員	多古町保健福祉課	課長	秋山 精一	

3. 策定経過

年月	事項	内容
令和元年12月25日 ～令和2年1月10日	アンケート調査の実施	・地域福祉に関するアンケート
令和2年9月15日	住民懇談会の実施	・地域福祉に関する住民懇談会
令和2年11月	事業所アンケートの実施	・多古町地域福祉計画及び高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための福祉サービス事業所等アンケート
令和2年12月14日	第1回多古町地域福祉計画策定委員会	・アンケート結果及び地区懇談会報告 ・多古町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定説明
令和3年1月8日 ～2月8日	パブリックコメントの実施	
令和3年2月22日	第2回多古町地域福祉計画策定委員会	・多古町地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)について

4. 用語集

用語	説明
あ行	
アルコール依存症	お酒の飲み方を自分の力でコントロールできなくなり、飲酒が手段から目的に変わってしまうこと。一旦依存症になってしまうと、自分でも良くないことだとわかっていてもお酒が止まらなくなり、200以上の健康問題の原因となる。
うつ病	気分が強く落ち込み憂うつになる、やる気が出ないなどの精神的な症状のほか、眠れない、疲れやすい、体がだるいといった身体的な症状が現れることのある病気で、気分障がいの一つ。
か行	
学習支援事業	生活困窮世帯、被保護世帯及びひとり親世帯の子どもに対して、学習支援や居場所の提供等を行い、学習意欲と基礎学力の向上を促し、自ら学ぶ力を養うことで、子どもの高等学校等への進学や将来における安定就労につなげ、貧困の連鎖を防止とした事業。
家計改善支援事業	家計状況の「見える化」と根本的な課題の把握を行い、相談者が自ら家計を管理できるように支援するもの。状況に応じた支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせんなどを行い、早期の生活再生をサポートするもの。
協働	住民・市民活動団体・事業者及び行政がお互いの立場を理解し、不特定かつ多数のものとの利益の増進を図るための共通の目標に向かって、対等な立場で努力し、共に取り組むこと。
ケアマネジメント	障がい者が社会生活を送る上で必要とする複数のニーズを適切な社会資源と結びつける手続き全体のこと。アセスメント(事前評価)、ケア計画の作成・実施、フォローアップなどの支援サービスを行う。
権利擁護	意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障がい者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。
合理的配慮	障がい者から、社会の中にあるバリアを取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲でバリアの除去を行うこと。段差がある場合に補助したり、障がい者の特性にあわせて催し物の座席を決めたりするなど、様々な対応が考えられる。
さ行	
サロン	高齢者や障がいのある方、子育て中の方など地域住民を活動の主体とし、誰もが安心して暮らしていける地域づくり、仲間づくりを進める交流の場。
自主防災組織	大地震や大雨等の災害発生時に、地域の住民同士が協力し、自主的に地域の防災活動を行うために自治会や町内会の全部または一部を単位として組織した団体。
就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業。

用語	説明
障害者虐待防止法	障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害し、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であることなどに鑑み、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待の予防及び早期発見その他の障がい者虐待の防止などに関する国等の責務などを規定した法律。平成 24 (2012)年 10 月 1 日から施行された。
障害者差別解消法	障がいを理由とした差別の解消を推進するための基本的事項や、国・地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした法律。平成 28(2016)年4月1日から施行された。
障害者総合支援法	障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とした法律。平成 25(2013)年4月1日に、障害者自立支援法から名称が変更され、基本理念の創設や障がい者の範囲が拡大された。平成 26(2014)年4月1日に、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者及び生活困窮者の家族や、関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行う事業。
生活困窮者自立支援制度	「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習等様々な面で支援するもの。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、意思能力がないまたは判断能力が不十分な人のために、金銭や身の回りの管理や保護に関する契約などの法律行為全般を行うための制度である。
セクシュアル・ハラスメント	相手方の意に反する性的な言動で、それによって、仕事をする上での一定の不利益を与えたり、職場の環境を悪化させたりすること。「セクハラ」ともいう。
双極性障がい	気分障がいと分類される疾患の一つで、躁状態とうつ状態を繰り返す精神疾患のこと。「躁うつ病」ともいう。

用語	説明
た行	
多職種連携	異なる専門性を持った職種が集まり、共有した目標に向けて共に働くこと。
ダブルケア	子育てと親や親族の介護が同時に発生する状況のこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会。
地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。
デマンドタクシー	交通手段に不便を来している方を自宅や指定場所から目的地まで、途中乗り合う人を乗せながら、それぞれの行き先に送迎するタクシーによるサービス。
てんかん	脳内の神経細胞の過剰な電氣的興奮に伴って、意識障がいやけいれんなどを発作的に起こす慢性的な脳の病気のこと。
DV (ドメスティック・バイオレンス)	明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。
な行	
日常生活自立支援事業	障がいのある人や高齢者など、判断能力が十分でない人の日常的な金銭の管理や書類の預かりなどを本人との契約に基づいて支援する事業で、本人に契約能力があることが必要。
ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。
は行	
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。防災マップ、被害予測図、被害想定図、アボイド(回避)マップ、リスクマップなどの名称で作成されている場合もある。
発達障がい	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどが含まれる。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的なすべての障壁(バリア)となるものを除去すること。
避難行動要支援者	障がい者等の防災施策において配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられた。

用語	説明
福祉避難所	市町村が、災害時に、自宅や避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設で、社会福祉施設などが指定される。
ヘルプカード	障がいのある方等が困った時に、必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのカード
ま行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され地域で福祉の相談助言活動に従事している方。各地域に配置され、地域に居住する子育てに悩んでいる人、高齢者・障がい者等の福祉に関する様々な相談に応じ、福祉事務所や児童相談所等の各種関係機関への橋渡し等必要な支援活動を行っている。
や行	
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別などに関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。アメリカのロナルド・メイスによって提唱された概念。
ら行	
ライフステージ	人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた段階。

多古町地域福祉計画

令和3年3月

発行：多古町

編集：多古町保健福祉課福祉係

〒289-2241

千葉県香取郡多古町 2848 番地（多古町保健福祉センター）

TEL：0479-76-3185

FAX：0479-76-3186